

中小企業 新技術・新製品開発促進助成金 募集案内



事前相談実施期間

2021年 **4月19日(月)** から **6月11日(金)** 17時まで

※事前予約制

申請書類の提出期限

2021年 **6月17日(木)**【厳守】

※申請する企業の方は、必ず事前相談を受けてください

指定様式等のダウンロード

横浜市 新技術開発



<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/sokushin/sbir.html>



◆申請先及びお問合せ先◆

横浜市経済局ものづくり支援課(新技術開発担当) TEL: 045-671-2567 (平日 9:00~17:00)

E-mail: ke-sbir@city.yokohama.jp

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 31 階

◆ご注意ください!◆

事前相談や申請書類のご提出で来訪の際は事前にご予約のうえお越してください。

なお、期限までに事前相談を受けなかった場合や、全ての必要書類が提出されない場合は、申請を受け付けることができません。

目次

I	横浜市の助成金に関する基本的な考え方について《重要》	2
II	中小企業新技術・新製品開発促進助成金について	4
1	事業の概要	4
2	申請者の要件	4
3	助成対象事業	6
4	事業計画の要件	6
5	助成対象経費	6
5-1	助成対象経費一覧	7
5-2	助成対象外の経費の例	9
6	申請書類	10
6-1	申請書類	10
6-2	申請書類の入手方法	11
7	申請に関する注意事項	12
8	助成対象の決定について	12
9	助成対象に決定した後の注意事項	13
9-1	本助成金に係る契約・発注先について	13
9-2	事業実施期間中の注意	13
9-3	実績報告提出時に提出を求める書類	13
10	助成事業完了後の注意事項	14
11	助成金交付決定の取り消し・助成金の返還	14
12	事前相談の受付および書類の提出方法	15
12-1	事前相談の受付	15
12-2	事前相談時に必要な書類	15
12-3	申請に関する各種書類の提出	15
12-4	事前相談から助成金交付までの流れ(予定)	16
12-5	問い合わせ先	17
13	参考(Q&A)	18
14	中小企業新技術・新製品開発促進助成金申請書類確認書	20
※	申請書記入例(開発可能性調査)	21
※	申請書記入例(研究)	33
※	申請書記入例(開発)	47
※	就業日誌(記入例)	62
※	ヒアリング調査日程調整表(様式)	63

I 横浜市の助成金に関する基本的な考え方について《重要》

横浜市が支出する補助金・助成金は市税を原資としており、市内事業者等の下支えに役立てるためにも「市内事業者に発注する補助事業者等に補助を行う」ことが原則となっています。助成対象経費として計上する経費については原則として市内事業者に発注してください。

【1件100万円以上（税込）の契約の場合】

助成対象事業にかかる物品の購入、委託等、助成対象経費として計上するすべての経費について、1件当たりの契約金額が100万円を超える場合、以下の表1、2に示すように市内事業者による入札又は複数の市内事業者からの見積書の徴収を行い、助成対象事業の実績報告時に、入札の結果がわかる書類または、当該見積書の写しを提出する必要があります。

また、入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証明する書類又は写しを提出してください。

なお、市内事業者による入札又は複数の市内事業者からの見積書の徴収を行えない場合にも、市外事業者を含めた複数の見積書の徴収を行う必要があります。

※「1件あたりの契約」とは：原則として見積書単位で1件あたりの契約とみなします。1物品あたりの金額が100万円未満であっても、まとめて見積書の徴収を行った場合は1契約とみなします。

規定の数の見積書を市内事業者から徴収できない場合でも、その理由が次の①～③に該当する場合は、助成対象経費として認められる場合があります。その場合、実績報告時に「入札又は見積りに係る理由書(第13号様式別紙(2)又は(3))」においてその具体的な理由を明らかにし、市長の承認を得る必要があります。なお、助成対象経費として認められないこともありますのでご注意ください。

- ①規定の数以上の事業者で取扱いがない
- ②入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、事業計画にかかる営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある
- ③特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内事業者では目的が達成できない

《実績報告時に提出が必要な書類》

【表1：1件100万円以上1,000万円未満の契約の場合】

入札又は2人以上の市内事業者からの見積徴収	提出する見積書の種類	発注先	実績報告時の提出書類
できる	市内（発注先） 市内	市内	①見積徴収した市内事業者2社の履歴事項全部証明書又は横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し
できない	市内（発注先） 市外	市内	①市内事業者1社の履歴事項全部証明書又は横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し ②入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（2））
	市内 市外（発注先）	市外	①市内事業者1社の履歴事項全部証明書又は横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し ②入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（2））
	市外（発注先） 市外	市外	①入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（2））
	市内1社のみ	市内	①市内事業者1社の履歴事項全部証明書又は横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し ②入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（2））
	市外1社のみ	市外	①入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（2））

【表2：1件1,000万円以上の契約の場合】

入札又は3人以上の市内事業者からの見積徴収	提出する見積書の種類	発注先	実績報告時の提出書類
できる	市内（発注先） 市内 市内	市内	①見積徴収した市内事業者3社の履歴事項全部証明書又は横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し
できない	市内（発注先） 市内 市外	市内	①市内事業者2社の履歴事項全部証明書又は横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し ②入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（3））
	市内 市内 市外（発注先）	市外	①市内事業者2社の履歴事項全部証明書又は横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し ②入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（3））
	市内（発注先） 市外 市外	市内	①市内事業者1社の履歴事項全部証明書又は横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し ②入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（3））
	市内 市外（発注先） 市外	市外	①市内事業者1社の履歴事項全部証明書又は横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し ②入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（3））
	市外（発注先） 市外 市外	市外	①入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（3））
	市内1社のみ	市内	①市内事業者1社の履歴事項全部証明書又は横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し ②入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（3））
	市内（発注先） 市内	市内	①市内事業者2社の履歴事項全部証明書又は横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し ②入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（3））
	市内（発注先） 市外	市内	①市内事業者1社の履歴事項全部証明書又は横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し ②入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（3））
	市内 市外（発注先）	市外	①市内事業者1社の履歴事項全部証明書又は横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し ②入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（3））
	市外（発注先） 市外	市外	①入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（3））
	市外1社のみ	市外	①入札又は見積りに係る理由書（第13号様式別紙（3））

※履歴事項全部証明書について、個人事業にあっては開業届の写しとします。

※見積書を徴収する際の注意

1. 複数から見積書を徴収するときは、比較ができるよう見積項目を共通にしてください。
2. 見積書に記載の内容について不明な点がある場合は、申請者又は発注先事業者へ問い合わせをすることがあります。
3. 見積書に虚偽の記載がある場合や、不正と認められる行為が判明した場合は、助成金の交付対象となりません。交付決定後に判明した場合は、交付決定が取り消され、助成金の全部または一部を返還していただきます。

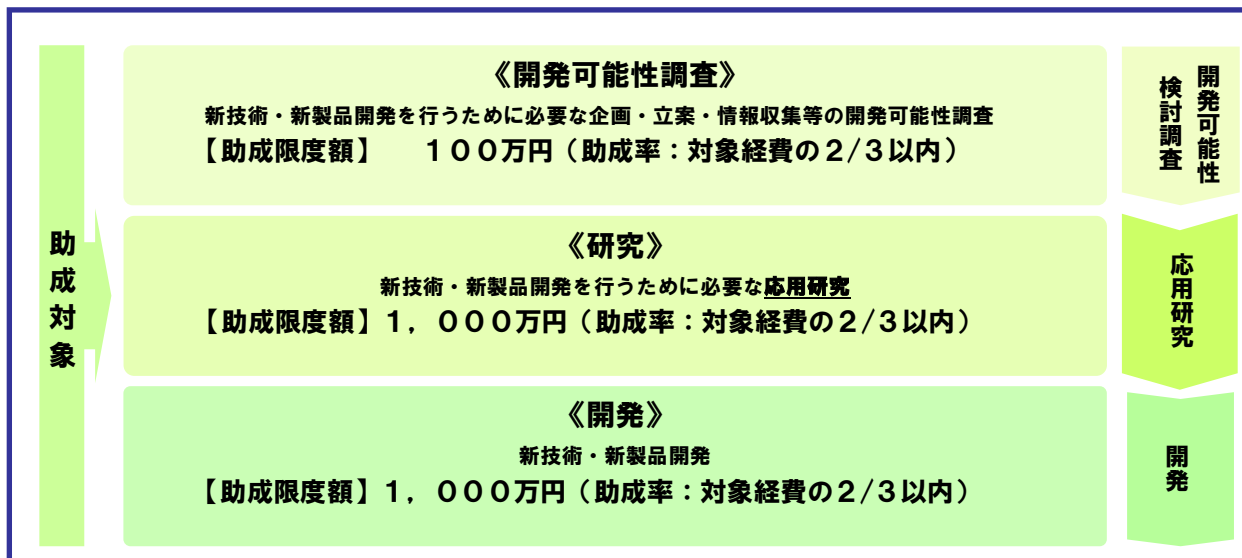
※P14「11助成金交付決定の取り消し・助成金の返還」参照

Ⅱ 中小企業新技術・新製品開発促進助成金について

1 事業の概要

横浜経済の活性化、産業の高度化のためには、先を見通し、将来の成長・発展につなげる布石を打つことが重要となります。市内中小企業においては、付加価値の高い技術・製品の開発や、市場規模の拡大が見込まれる新たな事業分野への取り組みが大切です。

横浜市では、市内中小企業の成長・発展に向けたイノベーションの促進支援として「新技術開発等支援事業」により、事前調査、研究、開発までの段階に応じて助成し、研究や開発に取り組む企業を後押しします。



2 申請者の要件

(1) 以下の①～⑥の要件を全て満たす中小企業者※1、中小企業組合、技術研究組合※2。

- ① 市内において引き続き一年以上事業を営んでおり、その事実を、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、開業届の写し、又は横浜市に対する税金の納税証明書により確認できるもの
- ② 市内に事業計画を実施するための拠点※を有するもの。
※拠点は申請者が保有する又は賃貸借契約を締結済みである事業所や工場としてください。
※市内に拠点等を有することを提出書類及び訪問調査にて確認します。登記のみ市内である場合は認められません。
- ③ 令和2年度に研究及び開発において本助成金の交付を受けていないもの。
- ④ 横浜市に対する税金その他の債務の滞納がないもの。
- ⑤ 事業計画の実施に係る許可、認可、免許等を取得しているもの。（成果の事業化に伴い必要となる場合は、その見込みがあるもの。）
- ⑥ その他関連法令を遵守していること。

(2) 以下の①～⑨の要件を全て満たすグループ

- ① 代表者※の定めがあること。
※グループを構成するものの中で、主体となって事業化を行うものを代表者としてください。
- ② グループを構成する全てのものが市内において引き続き一年以上事業を営んでおり、その事実を、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、開業届の写し、又は横浜市に対する税金の納税証明書により確認できる中小企業者※1、中小企業組合、技術研究組合※2であること。
- ③ グループを構成する全てのものが横浜市に対する税金その他の債務の滞納がないこと。
- ④ 市内に事業計画を実施するための拠点※を有すること。
※拠点はグループの構成員が保有する又は賃貸借契約を締結済みである事業所や工場としてください。
※市内に拠点等を有することを提出書類及び訪問調査にて確認します。登記のみ市内である場合は認められません。
- ⑤ 事業計画の実施に係る許可、認可、免許等を取得していること。（成果の事業化に伴い必要となる場合は、その見込みがあること。）
- ⑥ 事業計画の実施について、申請の時点において代表者を定め、かつ事業計画を実施するための拠点及び体制が明らかな共同研究開発契約を締結済であること。
- ⑦ ⑥を証する書類を申請と同時に提出できること。
- ⑧ 代表者が申請について全員を代表し、助成金の交付を受け、グループ内での助成金の分配を行えること。
- ⑨ その他関連法令を遵守していること。

申請者の要件（1）（2）に該当する場合でも、以下に該当する場合は申請を受け付けません。

- ① 不正の行為により横浜市より助成金の交付等を受けた者で、当該行為により助成金の交付等を取り消された日から5年以内のもの
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ③ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
- ④ 個人事業主にあっては、個人事業主が暴力団員に該当するもの。
- ⑤ 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

※1 中小企業者の定義

中小企業者とは、中小企業基本法で規定する中小企業者をいいます。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

◎ 次のいずれかに該当する場合は、大企業とみなして対象外となります。

- ・一つの大企業（中小企業以外の者）に発行済み株式の総数又は出資総額の2分の1以上を所有または出資されているもの。
- ・複数の大企業に発行済み株式の総数又は出資総額の3分の2以上を所有または出資されているもの。
- ・役員総数の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務しているもの。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。
- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

◎ 直接又は間接の構成員の2分の1以上が中小企業者でない場合は対象外となります

※2 組合の定義

- ・中小企業組合は中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会。ただし、直接又は間接の構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有する中小企業者であるものに限りします。
- ・技術研究組合は技術研究組合法に定める技術研究組合をいいます。ただし直接又は間接の構成員のうち中小企業者が2分の1を超えるものに限りします。

3 助成対象事業

	対象事業内容	助成対象期間	助成限度額 (助成率)
開発 可能性 調査	研究開発を前提として、 企画、立案及び情報収集等 を行うもの	令和3年4月1日 ～ 令和4年1月31日	100万円 (助成金算定基礎額の2/3以内)
研究	新技術・新製品の開発に 向けた応用研究		1,000万円 (助成金算定基礎額の2/3以内)
開発	新技術・新製品開発、 新規性の高い改良又は 試作品の商品化に向けた開発		1,000万円 (助成金算定基礎額の2/3以内)

助成対象経費総額・・・P7～8に記載の助成対象となる経費費目のうち、申請者が計上した経費の総額から消費税や運搬費等の助成対象外経費を除いた金額。

助成金算定基礎額・・・助成対象経費の各費目で定められた限度額等を踏まえ算出した金額。この額に2/3を乗じた額が助成金申請額となる。

4 事業計画の要件

- (1) 申請者が主体となって事業計画を実施し、かつ、成果を事業化する予定であること。(グループによる申請を行う場合は、グループの代表者が主体となって事業化する予定であること。)
- (2) 事業計画の主たる部分(調査、研究又は開発)を、市内の拠点で実施すること。
- (3) 助成対象とする機械装置を市内の拠点に置くこと。
- (4) 助成対象とする人員を市内の拠点で勤務させること。
- (5) 事業計画の開始と完了が助成対象期間内(令和3年4月1日～令和4年1月31日)であること。
- (6) 事業計画における技術的課題の解決を申請者が独自の技術をもって直接行うもの。
(技術的課題の解決方法そのものを外注・委託するものでないこと。)
- (7) 試作品等の製造、開発のすべてを他社に委託し、企画だけを行う事業でないこと。
- (8) 設備の購入等を主目的とした事業でないこと。
- (9) 原材料や商品の仕入れ等、営利活動に該当するものでないこと。
- (10) 同一若しくは一部が重複する事業計画で、国、神奈川県、横浜市、独立行政法人等の委託又は補助を受けていないこと。
- (11) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (12) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条により定める営業内容等)でないこと。
- (13) 関係法令に適合しているとともに他の者の権利を侵害しないこと。
- (14) 申請は1申請者につき1案件までとする。
- (15) 事業によって得られたノウハウ・技術の売却を目的としたものでないこと。

5 助成対象経費

助成対象経費は、消費税等の間接経費を除き、以下(1)～(6)の条件に適合する経費で、次の「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。

- (1) 助成対象事業として決定を受けた事業実施のために必要な経費
- (2) 契約期間が助成対象期間内の経費
- (3) 助成対象期間内に契約、取得、現金又は銀行振込による支払がすべて完了する経費
- (4) 申請時に経費の内訳を証する書類(見積書、契約書等)、実績報告時には支払を証する書類(P13「9-3」参照)が、ともに提出可能な経費
- (5) 財産取得となる場合は所有権が申請者に帰属する経費
- (6) 役員の重複又は資本関係の無い企業間で行われる取引に要する経費

5-1 助成対象経費一覧

※注意事項に記載されていない内容について御不明な点がございましたら、個別に御相談下さい。

※助成対象経費について小数点以下はすべて切捨して計上してください

【開発可能性調査】

外注・委託費	大学、公設試験機関等に試験分析を外注・委託する場合に要する経費
技術指導導入費	外部(大学、独立行政法人、公設試験機関)から助成対象事業の実施に必要な技術指導を受ける場合に要する経費
調査費	助成対象事業の実施に必要な次の調査費用 1 専門機関によるニーズ調査に要する経費 [例:市場のニーズ、特許、先行技術等調査、法律調査等を専門機関等に依頼する場合に要する経費。] 2 当該事業に必要な図書、参考文献、資料等の購入、翻訳に要する経費 3 事業計画の実施要員が出席する学会の参加費(年会費に相当する費用を除く)

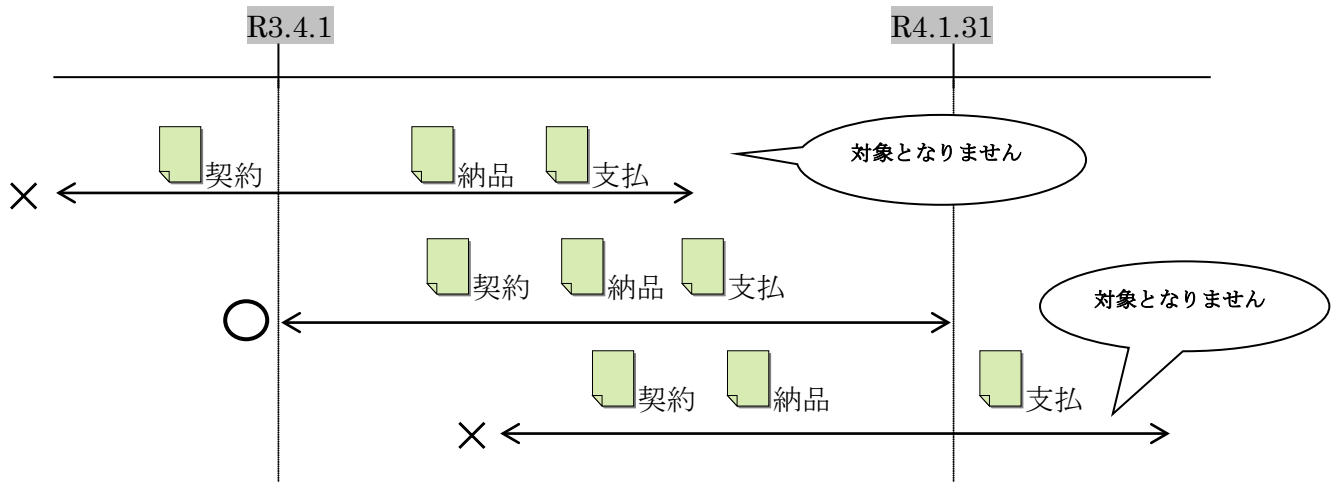
【研究、開発】

原材料・副資材費	開発品の構成部分、助成対象事業の実施に直接使用し消費される原料、材料及び副資材の購入に要する経費 [例:鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品など]	
	<table border="1"> <tr> <td>注意事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 量産に使用するものは助成対象外となります。 ② 助成対象事業完了時までには使い切る数量を計上してください。 未使用残存品は助成対象外となります。 ③ <u>原材料・副資材費1件につき税抜100万円を超える場合、100万円までを助成金算定基礎額とします。</u> </td> </tr> </table>	注意事項
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 量産に使用するものは助成対象外となります。 ② 助成対象事業完了時までには使い切る数量を計上してください。 未使用残存品は助成対象外となります。 ③ <u>原材料・副資材費1件につき税抜100万円を超える場合、100万円までを助成金算定基礎額とします。</u> 	
機械装置費	<ul style="list-style-type: none"> 1 助成対象事業の実施に必要な測定、分析、解析、評価等を行うための機械装置の購入、借用、軽微な据付け又は修繕に要する経費 2 助成対象事業に用いる器具・工具類の購入、借用に要する経費 	
	<table border="1"> <tr> <td>注意事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内の拠点での使用が条件となります。 ② 原則、既製品の機械装置(カタログ等に掲載しているもの)が対象となります。 ③ <u>機械装置1件(付属品を含めた機械装置一式)につき税抜500万円を超える場合、500万円までを助成金算定基礎額とします。</u> ④ 機械装置費の合計額が助成対象経費総額の50%を超える場合、<u>助成対象経費総額の50%までを助成金算定基礎額とします。</u> ⑤ <u>量産に使用するもの、汎用性の高いものは助成対象外となります。</u> ⑥ 借用期間が助成対象期間を超える場合は按分で助成対象期間分を算出してください。 ⑦ 事務用パソコンやその周辺機器、タブレット端末、スマートフォン及びソフトウェアは助成対象外となります。 </td> </tr> </table>	注意事項
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内の拠点での使用が条件となります。 ② 原則、既製品の機械装置(カタログ等に掲載しているもの)が対象となります。 ③ <u>機械装置1件(付属品を含めた機械装置一式)につき税抜500万円を超える場合、500万円までを助成金算定基礎額とします。</u> ④ 機械装置費の合計額が助成対象経費総額の50%を超える場合、<u>助成対象経費総額の50%までを助成金算定基礎額とします。</u> ⑤ <u>量産に使用するもの、汎用性の高いものは助成対象外となります。</u> ⑥ 借用期間が助成対象期間を超える場合は按分で助成対象期間分を算出してください。 ⑦ 事務用パソコンやその周辺機器、タブレット端末、スマートフォン及びソフトウェアは助成対象外となります。 	
外注・委託費	助成対象事業の実施に必要な作業のうち、自社内で不可能な作業等の一部について、大学、試験研究機関、外部の事業者等に外注・委託する場合に要する経費 [例:機械加工、基板設計、機械製作、デザイン等の外注、大学等への試験委託、公設試験機関等の試験分析など]	
	<table border="1"> <tr> <td>注意事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 外注・委託費の合計額が助成対象経費総額の50%を超える場合、<u>助成対象経費総額の50%までを助成金算定基礎額とします。</u> ② 量産に該当するもの、汎用性の高いもの、外注・委託先の資産となるものは助成対象外となります。 ③ 助成対象事業の技術的課題の解決方法そのものを外注・委託する事業計画は認められません。 </td> </tr> </table>	注意事項
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 外注・委託費の合計額が助成対象経費総額の50%を超える場合、<u>助成対象経費総額の50%までを助成金算定基礎額とします。</u> ② 量産に該当するもの、汎用性の高いもの、外注・委託先の資産となるものは助成対象外となります。 ③ 助成対象事業の技術的課題の解決方法そのものを外注・委託する事業計画は認められません。 	

産業財産権経費	助成対象となる事業計画に係る特許・実用新案等を、新規に出願する際に要する経費。また、その特許に付随する審査請求を、助成対象期間内に行う際に要する経費。
注意事項	<p>① 事業計画以外の業務遂行にも使用する特許・実用新案等は除きます。</p> <p>② 特許庁に納付する特許出願料、審査請求料（印紙代）、特許料（年金等）、審決取消訴訟に係る経費は助成対象外となります。</p> <p>③ 助成金を受け出願又は取得した産業財産権は、一定期間（令和9年3月末日まで）処分が制限されます。期間内に譲渡及び実施権の設定を予定している場合には助成対象経費として計上できません。</p>
技術指導導入費	外部(大学、独立行政法人、公設試験機関)から助成対象事業の実施に必要な技術指導を受ける場合に要する経費
直接人件費	<p>助成対象事業の実施に要する直接人件費</p> <p>《費目内での助成金算定基礎額の合計額は300万円を上限とします》</p> <p>◎直近の給与明細をもとに、下記の計算式に従い、従事者の人件費を算出してください。ただし、下記計算式に基づく時間単価が3,000円を超えた場合は一律3,000円で計算してください。</p> <p>人件費＝時間単価×従事時間</p> <p>時間単価＝月額報酬÷160</p> <p>月額報酬＝基本給＋諸手当（賞与及び時間外労働に対する賃金を除く）</p> <p>※通勤手当がまとめて支給されている場合は、各月に按分して月額報酬を算出してください</p> <p>※諸手当は、給与規定等に算定根拠が明示されているものに限られます。</p> <p>注意事項</p> <p>① 対象とする人員は原則、市内の拠点で勤務するものに限ります。</p> <p>② 履歴事項全部証明書に役員として登記されている方、個人事業主の方の人件費は対象となりません。</p> <p>③ 対象は正社員のみで、パート・アルバイト、他社からの出向社員、臨時社員（有期雇用）等は対象となりません。</p> <p>④ 研究開発に直接従事するもののみが対象となり、経理等単なる事務作業は対象となりません。</p> <p>⑤ 従事時間は30分単位で計算してください</p> <p>⑥ 1月に160時間以上従事した場合、実際の総支給額が当月の助成対象額の上限となります。</p>
調査費	<p>助成対象事業の実施に必要な次の調査費用</p> <p>《費目内での助成金算定基礎額の合計額は100万円を上限とします》</p> <p>1 専門機関によるニーズ調査に要する経費 [例：市場のニーズ、特許、先行技術等調査、法律調査等を専門機関等に依頼する場合に要する経費。]</p> <p>2 当該事業に必要な図書、参考文献、資料等の購入、翻訳に要する経費</p> <p>3 事業計画の実施要員が出席する学会の参加費 （年会費に相当する費用を除く）</p>
クラウド利用費	<p>助成対象事業の実施に必要なクラウドコンピューティングの利用に要する自社が保有しないサーバーの領域（サーバーの物理的なディスク内のエリア）を借りる費用（他事業と共有する利用及び販売促進に利用するものは除く）</p> <p>1 初期費用 自社が保有しないサーバーの初期設定経費、データ移行経費</p> <p>2 月々の利用料 自社が保有しないサーバーの利用料及びその付帯費用（保守管理、通信費等）</p>
注意事項	<p>① サーバー購入費・サーバー自体のレンタル費等は対象になりません。</p> <p>② 契約期間が助成対象期間を超える場合は按分で助成対象期間分を算出してください。</p>

5-2 助成対象外の経費の例

(1) 契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内（令和3年4月1日～令和4年1月31日）に行われていない場合



- (2) 助成事業に使用しない物品の購入、業務委託等（完了時点で未使用の購入原材料等を含む）
- (3) 見積書、契約書（受発注書）、納品書、請求書、領収書等の帳票類に不備がある場合
- (4) 他の取引と相殺して支払が行われている場合
- (5) 現金又は銀行振込以外の方法（クレジットカード、手形、小切手等）により支払が行われている場合
- (6) 事業計画に関わりのない通常の取引と混同（合算）して支払いが行われている場合
- (7) 助成対象経費にかかる輸送費、運搬費、旅費、送料等
- (8) 自社製品・自社販売品を自社・他社から購入・リースした場合
- (9) 中古で購入したもの
- (10) 外注・委託費における外注の再委託、外注・委託先の資産となるもの
- (11) 助成対象事業の実施に必要となる間接的な経費（環境整備に要する経費等）
- (12) 直接人件費で給与・報酬等の支払実績が確認できない場合
- (13) 助成事業に直接関係があると認められないタバコやコーヒー等の嗜好品や食事、懇親会参加に係る経費
- (14) 消費税、振込手数料、代引手数料、印紙代、通信費等の間接経費
- (15) グループ申請におけるグループ内での企業間取引に要する経費
- (16) 役員の重複又は資本関係がある企業間の取引に要する経費

6 申請書類

※ 必要な書類の全てが揃っていないと受領できませんのでご注意ください。

6-1 申請書類

次の書類を『中小企業新技術・新製品開発促進助成金申請書類確認書 (P.20 参照)』と合わせて各1部ずつご提出ください。なお、見積書等の提出書類が外国語によるものである場合は、日本語による翻訳文をあわせて提出してください。

- (1) 横浜市中心企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請書 (第1号様式)
- (2) 企業概要書 (第2号様式) *
- (3) 人員表 (第2号様式別紙 (1)) *
- (4) 役員等氏名一覧表 (第2号様式別紙 (2)) *
- (5) 公的助成等の実績説明書 (第2号様式別紙 (3))
- (6) 次のいずれかの事業計画書で該当するもの。
 - ア 開発可能性調査事業計画書 (第3号様式)
 - イ 研究、開発事業計画書 (第4号様式)
- (7) 資金計画書 (第5号様式)
- (8) 資金計画支出明細書 (第5号様式別紙 (1))
- (9) 外注・委託、技術指導計画書 (第5号様式別紙 (2))
※外注・委託費又は技術指導導入費を計上した場合のみ
- (10) 非課税確認同意書 (第5号様式別紙 (3)) *
※事業所税、固定資産税及び都市計画税につき、非課税の場合のみ
- (11) 見積書等経費の内訳を証する書類の写し
※事業計画に関わりのない通常の取引とは別に見積書の徴収を行ってください。ただし、一定の数量以上でしか発注が行えないものの一部を助成対象経費として計上する場合は最少発注数で見積書を徴収し、使用予定数量のみを計上してください。
※事業計画に関わりのない通常の取引と混同 (合算) して支払いが行われている場合は助成対象となりません。
※直接人件費を計上する場合は人件費の算出根拠とした月の給与明細を提出してください。
※宛名及び内容の記載のないレシートは経費の内訳を証する書類とは認められません。
※機械装置費を計上する場合は商品カタログの写しを提出してください。
- (12) 次のいずれかのうち該当するもの *
 - ア 法人の場合、発行後3か月以内の法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) の写し
 - イ 個人事業主の場合、開業届の写し
- (13) 法人の場合、定款の写し *
- (14) 直近3営業年度分の税務署へ提出した確定申告書の写し (法人の場合は別表1~16及び決算報告書、個人事業主の場合は青色申告決算書) *
- (15) 横浜市に対する納税を証する書類であって、次のいずれかに該当するもの。 *
 - ア 法人の場合、直近1事業年分の市民税、事業所税、及び直近1年度分の固定資産税及び都市計画税の納税証明書 (市民税が非課税の場合は滞納がない証明書) の写し
 - イ 個人事業主の場合、直近1年分の市民税、事業所税、及び直近1年度分の固定資産税及び都市計画税 (以下「市税」という。) の納税証明書 (市民税が非課税の場合は滞納がない証明書) の写し
- (16) グループによる申請を行う場合は、代表者、対象事業を実施するための拠点及び体制の定めのある共同研究開発契約書の写し
- (17) 研究開発に必要な許認可等がある場合は、その許認可証の写し
- (18) 会社パンフレット
- (19) ヒアリング調査日程調整表

◎グループで申請する場合、*印のついた書類はグループを構成する全ての企業等について提出が必要です。

※(1)～(10)については申請内容の確認後電子データもあわせて提出していただきます。

- ・ 電子メールで ke-sbir@city.yokohama.jp へてにご提出ください
- ・ メールでの容量制限は**5MB以内**とします
- ・ メールでの送付が難しい場合は別途お問合せください

横浜市では、平成24年4月1日、安全で安心な市民生活を確保するために「横浜市暴力団排除条例」を制定しました。

この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、市の責務並びに市民・事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団排除の推進に必要な事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とするものです。

本条例の理念にのっとり、助成金の交付対象から暴力団を排除するため、申請の際に、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、役員等の氏名等の情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意書の提出を求めます（第2号様式別紙(2)）。

6-2 申請書類の入手方法

申請書の様式は、以下よりダウンロード（word/excel）できます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/sokushin/kaihatsu.html>

ダウンロードによる入手ができない方は、別途様式をお渡ししますので横浜市経済局ものづくり支援課までご連絡ください（[TEL:045-671-2567](tel:045-671-2567)）。

7 申請に関する注意事項

- (1) 提出された書類はお返ししません。
- (2) 申請書に記載された事業計画の遂行、完了をもって助成金を支払います。実行可能性やスケジュールを十分に検討した上で申請をしてください。
- (3) 助成対象経費の算出にあたっては、事業完了後の決算額と大きな差額が生じないようにしてください。
- (4) 申請時に経費の内訳を証する書類（見積書等）の提出がない場合、その経費は助成対象外となります。また、実績報告時に、見積書、契約書（受・発注書）、納品書、請求書、支払済であることを証する書類（領収書等）が提出されない場合も同様に、その経費は助成対象外となります。
- (5) 申請内容における個人情報はこの事業のみに使用し、その他の目的に使用することはありません。

8 助成対象の決定について

助成対象事業の選定は、ご提出いただいた書類をもとに横浜市新技術開発等支援事業審査会での審査を経て決定します。

- (1) ヒアリング調査
審査に先立ち、面談を行います。面談は、横浜市経済局ものづくり支援課で実施し、技術の知識等を有する調査員が事業計画の詳細についてお話を伺うものです。企業概要及び事業計画について説明できる方（申請企業の社員・主任研究員の方等）のご対応をお願いします。なお、協力会社等の同席はご遠慮ください。
面談の日程及び詳細については申請受理後に通知します。
- (2) 審査
 - ① 審査会において、申請内容等について一部質疑応答にご対応いただく場合があります。
 - ② 審査の内容は非公開です。お問合せには一切応じかねますので予めご了承ください。
 - ③ 審査の結果（採択、不採択）は審査会終了後に通知します。
※技術的価値、研究開発力、事業性、市場性等の項目に基づき評価し、総合的な審査を行います。ただし、経営・財務状況に大きな不安要素があり、事業継続が困難と認められる場合には、前記の項目に基づく審査にかかわらず不採択となる場合があります。
- (3) 交付決定
 - ① 審査会において経費の適切性について判断した結果、申請された経費の一部が助成対象として認められない場合があります。ただし、この場合も事業計画どおり遂行し完了することが助成金交付の必要条件となりますのでご注意ください
 - ② 採択の際に通知する交付予定額は、交付予定の助成金の上限額を示すものです。
- (4) 助成金額の確定と交付
 - ① 期限（令和4年2月3日）までに、実績報告書を提出していただきます。この実績報告及び成果物等を審査した上で、助成金交付額を確定します。
※審査の結果、交付予定額から減額されることがあります。
 - ② 助成金の交付は、助成対象として決定を受けた事業を計画どおり遂行し、完了することが必要条件となります。
計画どおり遂行、完了していないと判断された場合は、助成金交付決定は取り消しとなり、助成金は全額お支払いできませんのでご注意ください。
 - ③ 交付額の確定後、請求に基づき助成金を交付します。
- (5) 助成対象に決定すると、商号又は名称（法人番号を含む）、代表者名、住所、業種、資本金、従業員数、助成金額、交付年度、事業計画の名称、事業計画の概要（100字以内）のいずれかの項目内容をホームページ等で公表します。

9 助成対象に決定した後の注意事項

9-1 本助成金に係る契約・発注先について

本助成金に係る経費については原則、市内事業者に発注するようお願いいたします。1件100万円以上の契約については実績報告時に提出が必要な書類があります。本募集案内P2-3をご確認いただき、契約にあたって必要書類の徴収を行ってください。

9-2 事業実施期間中の注意

(1) 原材料・副資材費について

実績報告時に使用実績書（任意様式）の提出が必要となります。何を、いつ、何の目的にどれだけ使用したのかがわかる使用実績を記録してください。なお、完了検査の際、実際の使用数を確認するため、事業実施期間中において発生した仕損じ品やテストピースを保管してください。（保管が困難な場合は写真などによる記録でも可）

(2) 機械装置費について

助成対象として認められた機械装置について、発注内容（発注先、購入する機械装置等の型式等）を変更する場合は事前の届出が必要です。届出なく申請時と異なる機械装置を購入した場合、助成対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

(3) 直接人件費について

実績報告時に就業日誌の提出が必要となります。具体的な業務内容（誰が、いつ、どこで、何の業務を、何時間行ったか）について、各人ごと、給与計算の対象月ごとに実績を記録してください。（例：15日締めの場合は、各月16日～15日で1月として記録してください）

※従事時間は30分単位で計上してください。

※様式は、以下の横浜市経済局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/sokushin/kaihatsu.html>よりダウンロードできます。

9-3 実績報告提出時に提出を求める書類

助成対象に決定し、助成事業が完了した際は、実績報告書と併せて次の書類の提出を求めます。また、成果物及び成果物の写真、図面等を確認しますので、整備・保管が必要となります。様式等の詳細は交付決定後にお知らせします。

(1) 事業実績報告書及び収支決算書

(2) 成果物の仕様書及び図面、写真

(3) 見積書、契約書（受・発注書）、納品書、請求書、支払済であることを証する書類の写し（領収書等）（※）

※銀行振り込みの場合は、実際の振込日以前に発行された「振込指定一覧」等は、振込の指定や依頼をした記録であって「振込済みであることが確認できる資料」には該当しませんのでご注意ください。

(4) 100万円以上の契約を行った場合、P2-3に記載の該当書類

(5) 次に定める対象経費別提出書類

提出がない場合は、助成対象経費とは認められませんのでご注意ください。

原材料・副資材費	・何を、いつ、何の目的にどれだけ使用したのかがわかる使用実績書（任意様式）
機械装置費	・何を購入、借用、修繕等したのかが明確にわかる資料（カタログの該当ページの写し、品番、写真等）
外注・委託費	・外注の成果物がわかる資料（図面、写真等）
産業財産権経費	(1) 出願に関しては出願の概要、出願日、出願番号がわかる資料 (2) 審査請求に関しては審査請求日、その内容がわかる資料
技術指導導入費	・指導を受けた日時、出席者、指導場所、指導内容が明確にわかる技術指導の日報と指導報告書（任意様式）

直接人件費	(1) 就業（作業、業務）日誌（指定様式） ※誰が、いつ、どこで、何の業務を、何時間行ったかがわかるもの (2) 給与明細又は賃金台帳 (3) 給与が支払われたことが確認できる書類（振込のあった通帳の写し等） (4) 就業規則（給与規定を含む）
調査費	・調査結果の概要がわかる資料
クラウド利用費	・利用期間、利用内容がわかる資料（契約書、請求書に記載がある場合は不要）

10 助成事業完了後の注意事項

助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間（令和9年3月末日まで）は次の点にご留意ください。

(1) 事業化状況の報告について

助成事業の事業化の状況等について報告を必須とします。なお、5年目の事業化状況については、令和9年度中に報告を求めます。

また、制度や事業の効果の周知・PRについて、ご協力をお願いする場合があります。

(2) 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳簿類は保存が必要です。

(3) 財産の保存

原則として、助成事業により取得した財産（試作品及び成果物、機械装置、産業財産権）の処分（廃棄、譲渡、交換、貸付、担保に供すること）が制限されます。

※産業財産権については実施権の設定も制限されます。

11 助成金交付決定の取り消し・助成金の返還

次のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。助成金交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還していただきます。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき

(2) 助成金交付前に申請者の要件・事業計画の要件を満たさなくなったとき

(3) 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき

(4) 事業実績報告書を期日までに適正に提出しなかったとき

(5) 同一若しくは一部が重複する事業計画で国、県、横浜市、独立行政法人等の助成金を受けたことが明らかになったとき

(6) その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき

*助成金の返還を求められたときは、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額について年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければなりません。

*助成金の返還を求められた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）について、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。

*「偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けたとき」、「助成金等の他の用途への使用をしたとき」に該当する場合は50,000円以下の過料を課すことや、事業者の名称等を公表することがあります。

12 事前相談の受付および書類の提出方法

12-1 事前相談の受付

助成金の申請手続きを円滑に実施するため、申請する企業の方は必ず事前相談を受けてください。

なお、事前相談は予約制となっておりますので、下記担当部署までご連絡ください。

担当部署：横浜市経済局ものづくり支援課 新技術開発担当
Tel. 045-671-2567 E-mail ke-sbir@city.yokohama.jp

事前相談実施期間：令和3年4月19日(月)～6月11日(金)17時まで

12-2 事前相談時に必要な書類

持参 書類	<input type="checkbox"/> 記入済み申請書
	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書（取得日は問いません※）
	<input type="checkbox"/> 市税（市民税、固定資産税、事業所税）領収証書
	<input type="checkbox"/> 定款の写し
	<input type="checkbox"/> 会社概要（組織図、パンフレット等）

※正式に申請の際には発行後3カ月以内のものを提出いただきます。

12-3 申請に関する各種書類の提出

申請書提出期間：事前相談後～6月17日(木)17時締切

- ・ 申請時の混雑緩和を図るため、事前に申請書類提出日時の予約をお願いします。
(混雑状況により、予約なしでのご提出はお受けできない場合があります。)
- ・ 申請は申請企業の社員の方が行ってください。協力会社等の同席はご遠慮ください。
- ・ 提出時に企業概要と事業内容の説明を求めますので、どちらも説明できる方がご持参ください。
- ・ 提出時に全ての書類を揃えてご持参ください。
- ・ 受付最終日は混雑し、希望の日時に受付を行えない場合があります。早めに書類を準備し、申込を行ってください。

なお、事前に申請書類をメール等により受付担当者の確認が完了した場合に限り、郵送での提出を受け付けます。(郵送の場合についても6月17日(木)必着)

12-4 事前相談から助成金交付までの流れ(予定)

手続きの流れ (申請者)	説明	時期
事前相談	1. 交付申請書の提出前に、 事前相談 を行います。 【P15 参照】	事前相談期間 4月19日(月)
↓		～6月11日(金) 17時まで
書類の提出	2. 事前予約の上、交付申請書及び提出書類一式を提出します。	申請書提出の締切 6月17日(木)
↓		17時まで
ヒアリング 調査の実施	3. 審査に先立ち、経済局ものづくり支援課にて面談を実施します。※技術の知識等を有する調査員が事業計画についてお話を伺います。	6月中旬～7月中旬
↓		9月上旬
審査会の開催	4. 横浜市新技術開発等支援事業審査会にて審査を行います。審査会において、申請内容についてご説明いただく場合があります。	9月上旬
↓		9月下旬～10月中旬
交付決定通知 の受領	5. 交付決定の通知 ※ただし、助成金の支払いを確約するものではありません。	9月下旬～10月中旬
↓		事業計画の完了期限 令和4年
事業計画の 完了	6. 事業計画に則り開発を行います。 ※完了期限までに横浜市中心企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請書(第1号様式)に記載の「事業計画」を申請書に記載した計画通り完了することが、助成金交付の要件となります。	1月31日(月)
↓		実績報告書提出締切 令和4年
実績報告書の 提出	7. 事業計画が完了し、対象経費の支払いが終了したら、事前予約の上実績報告書及びその他必要書類を持参にて提出します。	2月3日(木)
↓		17時まで
完了検査の 実施	8. 経済局が行う 完了検査 に立ち会います。 ※申請内容の実施状況及び効果について、外部調査員による現地調査・ヒアリングを実施します。必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。	2月中
↓		3月中旬～3月下旬
交付金額確定 通知書の受領	9. 交付額確定通知を受け取ります。 ※実績報告書の審査、現地調査等で申請内容の確認がとれた企業から順に、通知を送付します。	3月中旬～3月下旬
↓		3月中旬～3月下旬
交付請求書の 提出	10. 交付請求書等を作成し、提出します。	3月中旬～3月下旬
↓		3月下旬～4月中旬
助成金の受領	11. 助成金が請求書で指定した口座に振り込まれます。	3月下旬～4月中旬

12-5 問い合わせ先

横浜市経済局ものづくり支援課

TEL : 045-671-2567

FAX : 045-664-4867

E-mail : ke-sbir@city.yokohama.jp

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10

横浜市役所 31 階

アクセス

みなとみらい線馬車道駅直結

JR・地下鉄 桜木町駅から徒歩3分



13 参考 (Q&A)

よくある質問

【申請要件】

Q: 申請者の要件にある「市内において1年以上事業を営んでいること」の起算日はいつですか?

A: 申請書をご提出いただく時点です。

Q: 市内で1年以上事業を営んでいますが、登記をしていません。申請できますか?

A: 横浜市に対する納税証明書によって、1年以上課税されていることが確認できれば、申請することが可能です。法人登記簿謄本、開業届の写し、横浜市に対する納税証明書のいずれによっても確認できない場合は、申請者の要件を満たしません。

Q: 既存製品を改良するための事業計画で申請できますか?

A: 改良にあたり、新たに特許が取得できるような技術的な価値や新規性等がある場合は申請いただけます。申請書には既存の製品との差異を明確に記載してください。

Q: ファブレス（工場を有しない製造業）の企業も申請できますか?

A: 申請していただけます。ただし、企画だけを行う事業計画では申請いただけません。

Q: 一企業が複数の申請をしてもOKでしょうか?

A: 申請できません。一企業につき一案件までとなります。

【申請書類】

Q: 納税証明書はどこで手に入りますか?

A: 区役所の窓口で申請してください。駅などの行政サービスコーナーでも手に入りますが、区役所の開庁時間内でないと発行ができません。

Q: 履歴事項全部証明書はどこで手に入りますか?

A: 法務局の窓口で申請してください。

Q: 3月末決算の場合、確定申告書はいつのものを提出すればよいか?

A: 申請時には平成30、令和1年度分を提出してください。令和2年度分については6月末日までに郵送または持参にてご提出ください。

Q: 人件費について、経費の内訳を証する書類とは何を提出すればいいですか?

A: 給与明細等をご提出いただいています。申請時は直近の明細を基に経費を算出していただいて構いませんが、実績報告の段階では、実際に開発等に従事した期間の月ごとの給与明細書、給与振り込みのあった通帳の写し、日報等従事時間を証するものをご提出いただくことになります。

【経費関係】

Q: 役員の人件費も助成対象となりますか?

A: 履歴事項全部証明書に役員として登記されている方は対象外となります。

Q: 顧問料は人件費として計上できますか?

A: 顧問料は人件費にはあたりません。業務内容・契約内容を鑑み外注費・委託費、技術指導導入費のいずれか該当する区分で計上してください。

Q：申請日以前に発生した経費について計上したい場合、事務手続きとして何をしておけばよいですか？

A：実際に購入されたものについて、見積書、契約書（受・発注書）、納品書、請求書、領収書をご提出いただくことになります。実績報告の際にご提出いただく書類については、募集案内の P13～P14 に記載がございますのでそちらをご確認のうえ、必要書類の保管等をお願いいたします。また、100 万円を超える契約については別途必要書類がございますので、募集案内の P2～3 をご確認ください。

Q：申請する経費を税抜きにする際、1 円未満の扱いは？

A：切捨にしてください。

Q：部品を購入し研究開発に使用する機械装置を自社で組み立て・製作する場合の部品購入費の扱いは？

A：機械装置費として計上してください。

Q：部品を購入し研究開発の成果物である機械装置を自社で組み立て・製作する場合の部品購入費の扱いは？

A：原材料・副資材費として計上してください。

Q：ロット（最小購入単位）が非常に大きい場合の資材等の購入費の扱いは？

A：見積りは最少ロットで取得し、当該事業計画で使用する個数だけ計上してください。

Q：事業計画の開始前から結んでいた技術指導契約について、対象期間内の指導料は助成対象となりますか？

A：包括的な技術指導契約については、助成対象とはなりません。当該事業計画に係る技術指導について内容が明らかな契約を別途行ってください。

【その他】

Q：交付決定～完了までの期間が4ヶ月しかありません。開発期間が短すぎませんか？

A：本事業は、申請者様が自ら計画され、実施されている研究開発について、サポートをさせていただきますことを趣旨としています。そのため、助成対象期間を申請日以前(令和3年4月～)からとし、申請日以前に発生した経費についても助成対象期間内であれば計上していただくことができるような制度となっています。

Q：報告書の提出期限は？

A：令和4年2月3日（木）です。

Q：本事業における研究と開発の違いは？

A：研究は原理や機能、動作など商品を作るうえで未知なる要素を調査や実験によって明らかにすることです。開発は新しい技術や仕組みを実用化して商品化を目指すことです。

Q：社内での生産プロセスの研究・開発は対象となるか？

A：対象となります。

14 中小企業新技術・新製品開発促進助成金申請書類確認書

※申請にあたりましては、本紙と合わせ以下の書類の提出をお願いします。

必 要 書 類	部 数	チェック欄
(1) 横浜市中心企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請書 (第1号様式)	1部	
(2) 企業概要書 (第2号様式)	1部	
(3) 人員表 (第2号様式別紙(1))	1部	
(4) 役員等氏名一覧表 (第2号様式別紙(2))	1部	
(5) 公的助成等の実績説明書 (第2号様式別紙(3))	1部	
(6) ・ <u>開発可能性調査事業計画書 (第3号様式)</u> ・ <u>研究、開発事業計画書 (第4号様式)</u> } いずれか	1部	
(7) 資金計画書 (第5号様式)	1部	
(8) 資金計画支出明細書(第5号様式別紙(1))	1部	
(9) 外注・委託、技術指導計画書(第5号様式別紙(2))※必要な場合のみ	1部	
(10) 非課税確認同意書 (第5号様式別紙(3)) ※必要な場合のみ	1部	
(11) 見積書、領収書その他経費の内訳を証する書類の写し	1部	
(12) 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書 (個人事業主の場合は開業届の写し)	1部	
(13) 定款の写し (法人のみ)	1部	
(14) 直近3営業年度分の税務署へ提出した確定申告書の写し (法人の場合は別表1～16及び決算報告書、個人事業主の場合は青色申告決算書)	1部	
(15) 法人又は個人の市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書 (市民税が非課税の場合は滞納がない証明書) 各直近1か年分	1部	
(16) グループによる申請を行う場合は共同研究開発契約書の写し	1部	
(17) 研究開発に必要な許認可等がある場合は、その許認可証の写し	1部	
(18) 会社パンフレット	1部	
(19) ヒアリング調査日程調整表	1部	

* (1) ~ (10) は書類内容確認後メールで電子データもあわせてご提出いただきます。

提出先: ke-sbir@city.yokohama.jp

* 申請書・提出書類は、横浜市経済局のホームページからダウンロードすることができます

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/sokushin/kaihatsu.html>

* ご記入いただいた内容及び添付書類における個人情報は、この事業のみに利用し、その他の目的に利用することはありません。

* 正当な理由で提出できない書類がある場合は、その旨申請時に報告ください。

(申請先)

横 浜 市 長

(申請者)

本店所在地 〒231-0016

横浜市中区***町2丁目X番地

名 称 株式会社ものづくり

(企業名又は団体名)

代表者職・氏名 代表取締役 横浜 花子

役職名を入れてください

〇〇年度 横浜市中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請書

横浜市中小企業新技術・新製品開発促進助成金の交付を受けたいので、横浜市中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき別紙の書類を添えて申請します。

- 1 事業計画の名称 家庭用冷燻 燻製器の開発可能性調査

- 2 対象事業 (該当する欄に☑を入れてください。)
 開発可能性調査
 開発
 研究

- 3 助成対象経費総額 (予算額合計) 1,240,000円・・・A

- 4 助成金算定基礎額の合計 1,240,000円・・・B

- 5 助成金交付申請額 826,000円・・・C
 (1,000円未満切り捨て)

A・B・Cの数字は第5号様式 (資金計画書・資金計画支出明細書) の数値と合致するよう記載してください。

$B \times 2/3$

※スペースが足りない場合は別紙やパンフレットなどを添付してください

企 業 概 要 書

フリガナ 企業名 <small>カブシキガイシャモノづくり</small> 株式会社ものづくり (法人番号)1234567890123	フリガナ 代表者職・氏名 <small>ダイジョウトリシマリヤク</small> 代表取締役 横浜 花子	
登記上 本店所在地	〒 231-0016 横浜市中区***町2丁目X番地	
連絡先所在地	〒 - 同上	
T E L	045 - 664 - XXX1	
F A X	045 - 664 - XXX9	
フリガナ 連絡担当者	<small>カナザワ</small> 金沢 みどり	
部 署 (役職)	製造課 課長	
連絡先 メールアドレス	kanazawa-m@XXXXX.co.jp	
U R L	http://www.XXXXX.co.jp	
業 種	製缶板金業	
取引先 金融機関	〇〇銀行△△支店 〇〇信用金庫XX支店	
事業開始	創業 昭和48年4月1日 法人設立 昭和48年4月1日	
創業年数	48年2月 <small>〇〇年6月現在</small>	
従業員数	38人	
資本金	33,000千円 <small>(うち大企業からの出資 0千円)</small>	
沿革	和暦で記載してください	
	和48年：先々代社長が勤め先の会社一部を間借りする形で創業	
	昭和49年：独立し、川崎市川崎区に本社工場を設立	
	平成2年：現在地に本社工場を移転	
	平成4年：千葉県勝浦市にチタンなどの特殊金属を加工する工場設立	
	主要株主	
主要事業	ステンレス、アルミニウム、チタンなどの精密板金加工によって、電子部品筐体、新幹線車両部品、チタン材を用いたロケット部品などを製造している。試作品、開発品の設計、製作も請け負っている。	
	主要製品 売上構成 (直近決算)	
	製品名 (上位5件まで)	割合
	① 電子部品筐体	80%
	② 交通関係部品	7%
	③ 宇宙関係部品	2%
④ その他特注品	11%	
⑤	%	
組織図	<pre> graph TD RD[代表取締役] --- MP[本社工場] RD --- SP[勝浦工場] MP --- M[製造課] MP --- S[営業課(2)] MP --- Man[管理課] M --- DG[設計G(2)] M --- M1G[製造1G(5)] M --- M2G[製造2G(4)] M --- IG[検査G(2)] M --- OG[開発G(3)] Man --- TG[総務G(2)] Man --- RJ[経理G(2)] SP --- M3G[製造3G(12)] SP --- M4G[製造4G(8)] </pre>	
	()は従業員数。兼務職あり	

提出していただく確定申告書の決算期
 に対応する3カ年分について記載して
 ください

人 員 表

企業名又は団体名 株式会社ものづくり

	第 46 期			第 47 期			第 48 期		
	平成 30年 4月 ~ 平成 31年 3月			平成 31年 4月 ~ 令和 2年 3月			令和2年4月 ~ 令和3年3月		
	常勤 役員数	常用 従業員数	非・常用従 業員数	常勤 役員数	常用 従業員数	非・常用 従業員数	常勤 役員数	常用 従業員数	非・常用 従業員数
4月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
5月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
6月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
7月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
8月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
9月	2	36	8	2	34	10	2	34	12
10月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
11月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
12月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
1月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
2月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
3月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
合計	24	438	62	30	423	100	29	420	132
1人1日平 均労働時間	8時間			8時間			8時間		

申請書を提出する日付を記載してください

役員等氏名一覧表

〇〇年 6月 XX日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正,昭和,S,平成H)	住所
代表者 代表取締役	横浜 花子	ヨコハマ ハナコ	T (S) 45年5月22日 H . .	横浜市栄区XX町XXX-XX
監査役	横浜 次郎	ヨコハマ ジロウ	T (S) 22年10月8日 H . .	横浜市磯子区〇〇町〇丁目 〇〇番地
			T S H . .	
			T S H . .	
履歴事項全部証明書に役員として登記されている全ての方(監査役も含む)について記載してください			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

役職名を入れてください

名称 株式会社ものづくり
(企業名又は団体名)
代表者職・氏名 代表取締役 横浜 花子

公的助成等の実績説明書

企業名又は団体名 _____

1 公的助成等の実績

(申請日から5年以内に国・県・独立行政法人等で研究開発等に係る助成・委託等を受けた、又は申請した実績)

年度	申請先	助成等事業名	研究開発等のテーマ	採択の有無
H30	〇〇〇〇省	〇〇モノ作り支援制度	冷燻用燻製器の開発	無

2 今回申請した事業計画に関連する公的助成等の実績

(過去に助成を受けたもの又は現在申請中のものについて記載してください。2つ以上ある場合はコピーの上ご記入ください。)

申請先	
助成等事業名	
研究開発等のテーマ	
申請(交付)等金額	
実施者	
実施期間	
内容	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p>本市への申請と同一若しくは一部が重複する内容で他の助成 交付対象となった場合には、どちらか一方を選択していただきます</p> </div>

3 横浜市の助成金申請実績

(申請日から10年以内に横浜市から研究開発等に係る助成を受けた実績及び対象事業の現在の状況について記載してください。
2つ以上ある場合はコピーの上ご記入ください。)

年度	平成27年度
助成等事業名	横浜市中企業新技術・新製品開発促進助成金
研究開発等のテーマ	〇〇装置の開発
助成金額	〇〇〇 円
実施者	株式会社ものづくり
実施期間	平成27年4月1日 ~ 平成28年1月31日
内容	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p>※ 助成金の交付を受けた計画の内容についてご記入ください。(事業計画の概要)</p> <p>※ 今回の申請案件と関連がある場合は、その点についても具体的に記入してください。</p> </div>
現在の状況	<p>(例1) 平成28年2月から製品化へ向けて改良を重ね、8月より販売開始。10月の〇〇展示会へ出展し、〇〇件の引き合いがあり。翌年特許(特許番号〇〇)も取得済み。</p> <p>(例2) 開発期間終了後、製品化へ向けて改良を重ねていたが、〇〇が〇〇となってしまう技術的な課題が発生し、開発続行が困難になり中止した。</p> <p>(例3) 現在も開発継続中。製品化へ向けて〇〇や〇〇について検討を重ねており、〇〇という結果が得られている。〇年〇月を目標に事業化を目指している。</p>

10年以内に横浜市から研究開発等にかかる助成を受けた事業については、本事業と関係のない事業もすべて記入してください。

※スペースが足りない場合は別紙やパンフレットなどを添付してください。

開発可能性調査事業計画書（1）

<p>申請者（企業名又は団体名） 株式会社ものづくり</p>	
<p>事業計画の名称 家庭用冷燻 燻製器の開発可能性調査</p>	<p>第1号様式助成金交付申請書に記載の事業名称を記載してください</p>
<p>事業計画の期間 〇〇年 8月 1日～ 〇〇年 12月 30日</p>	
<p>事業計画の概要（100字以内） 温度を25℃以下に保つ必要があることから、冬場でしか楽しめなかった冷燻を1年中楽しめる燻製器を提供するため、その開発に向けた調査を行う。</p> <p>採択となった場合この欄の記載が公表されます。一般の方にも理解できる平易な表現で記載してください。</p>	
<p>調査の目的 冷燻では生ものを長期にわたって加工しなければならないため、燻製器内を25度程度以下に保つ必要がある。日本では春夏秋は自然と燻製器内の温度が上昇してしまうので、冬場しか楽しむことができない。 一年中冷燻を楽しむことができる燻製器の開発に先立ち、先行技術調査、競合製品、市場性を調査し、開発の方向性を明確にするとともに、ターゲット顧客、想定販売価格、販売可能の数量などの目途を付けたい。</p>	
<p>調査により明らかにしたい事項と調査の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許調査 弁理士事務所に既存特許調査を依頼する。 ・既存製品調査 当社、営業部員がホームセンター、ネット通販、カタログ通販などを調査する。 ・マーケット調査 日本マーケティング・リサーチ協会に加盟しているリサーチ会社に委託し、モニター調査によりユーザーニーズやターゲット顧客層、期待価格などを調査する。 また、SNS等で趣味としての燻製の認知度や注目度を調査する。 	

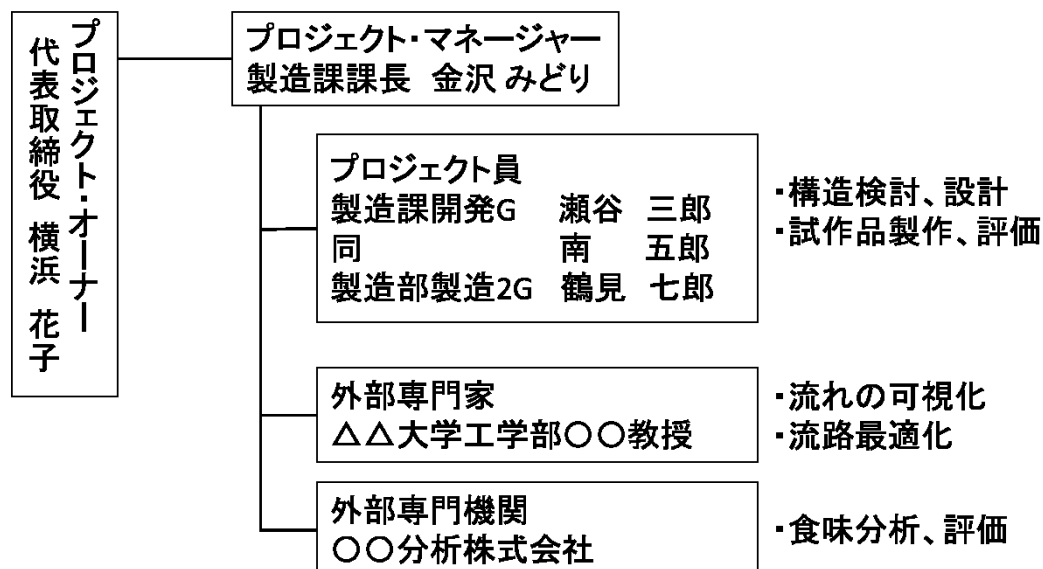
開発可能性調査事業計画書（2）

調査実施後に行う研究開発の内容

冷燻用燻製器を開発するにあたって、

- ① 外気温が高い夏場でも、燻製器を冷燻温度である25℃程度以下に保つための容器の冷却、断熱方法の検討、評価
- ② 熱源となるチップの配置方法の検討、評価
- ③ 発生した燻煙の冷却方法の検討、評価
- ④ 燻煙の流れの可視化により偏流、停流のない流路の検討、評価
- ⑤ 生成した燻製の食味の評価を実施する。

調査実施後に行う研究開発の体制



和暦で記載してください

調査実施後の研究開発実施日程計画

研究開発期間	〇〇年 4月～ 〇〇 31年 12月
販売開始	〇〇年 4月

資 金 計 画 書

企業名又は団体名 株式会社ものづくり

1 資金計画

(単位：円)

支 出 の 部		収 入 の 部	
経 費 区 分	予 算 額 (税抜)	区 分	予 算 額 (税抜)
原材料・副資材費	0	自 己 資 金	414,000
機 械 装 置 費	0	借 入 金	0
外注・委託費	0	市助成金 …C	826,000
産業財産権経費	0	そ の 他	0
技術指導導入費	0		
直接人件費	0		
調 査 費	1,240,000		
クラウド利用費	0		
計 …A	1,240,000	計	1,240,000

支出の合計欄と収入の合計欄は等しくなります

2 資金調達方法

(単位：円)

	予算額	内訳及び調達先
自 己 資 金	414,000	
借 入 金	0	
市助成金 …C	826,000	助成金交付までは自己資金による
そ の 他	0	
計 …A	1,240,000	

外注・委託、技術指導計画書

企業名又は団体名 株式会社ものづくり

資金計画書(第5号様式)で外注・委託費又は技術指導導入費を計上している場合、全ての案件についてそれぞれ記載してください。
(1つの項目で2件以上ある場合はコピーの上ご記入ください。)

1 外注・委託計画書(外注・委託費を計上している場合に記入)

外注・委託先	
外注・委託先の主たる事業内容	
契約実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
契約予定金額(税抜)	円
外注・委託の内容 (選定理由も含む)	

2 技術指導計画書(技術指導導入費を計上している場合に記入)

技術指導者	大学・研究機関等名称 担当者名
技術指導者の 専門分野・主たる実績	
契約実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
契約予定金額(税抜)	円
技術指導の内容 (選定理由も含む)	

第5号様式別紙(3) (第7条第1項第15号)
 (*下記の税につき、非課税の場合のみ提出してください)

**事業所税、固定資産税及び都市計画税
 の納税証明書を提出しない場合、必ず
 本紙を提出してください**

非 課 税 確 認 同 意 書

該当の有無 (非課税の場合は○)	税 目
	事 業 所 税
○	固定資産税及び都市計画税

*市民税については、非課税の場合は「滞納がない証明書」を提出してください。

上記税目について、課税がされていないことを申告します。

また、上記税目について、滞納がないことを確認するため、本様式に記載された情報を横浜市財政局税務課に照会することについて、同意します。

所在地 〒231-0016
 横浜市中区****町2丁目X番地

名 称 株式会社ものづくり
 (企業名又は団体名)
 代表者職・氏名 代表取締役 横浜 花子

役職名を入れてください

事業所名	所在地
本社・工場	横浜市中区****町2丁目X番地

*横浜市内に所在するすべての、事業所(事務所、店舗、工場など)について記載してください。

*記載欄が不足した時は適宜追加してください。

(申請先)

横 浜 市 長

(申請者)

本店所在地 〒231-0016

横浜市中区***町2丁目X番地

名 称 株式会社ものづくり

(企業名又は団体名)

代表者職・氏名 代表取締役 横浜 花子

役職名を入れてください

〇〇年度 横浜市中心企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請書

横浜市中心企業新技術・新製品開発促進助成金の交付を受けたいので、横浜市中心企業新技術・新製品開発促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき別紙の書類を添えて申請します。

- 1 事業計画の名称 家庭用冷燻 燻製器の構造の研究

- 2 対象事業 (該当する欄に☑を入れてください。)
 開発可能性調査
 研究
 開発

- 3 助成対象経費総額 (予算額合計) 4,128,000 円・・・A

- 4 助成金算定基礎額の合計 4,128,000 円・・・B

- 5 助成金交付申請額 2,752,000 円・・・C
 (1,000円未満切り捨て)

A・B・Cの数字は第5号様式 (資金計画書・資金計画支出明細書) の数値と合致するよう記載してください。

$B \times 2/3$

経費区分によっては、助成金算定基礎額の上限があるため、 $A > B$ となる場合があります。

※スペースが足りない場合は別紙やパンフレットなどを添付してください

企 業 概 要 書

フリガナ 企業名 <small>カナシキガイシヤ</small> 株式会社ものづくり (法人番号)1234567890123	フリガナ 代表者職・氏名 <small>ダイヒョウトリシマリヤク</small> 代表取締役 <small>ヨコハマ</small> 横浜 <small>ハナコ</small> 花子			
登記上 本店所在地	〒 231-0016 横浜市中区***町2丁目X番地			
連絡先所在地	〒 - 同上			
T E L	045 - 664 - XXX1	F A X	045 - 664 - XXX9	
フリガナ 連絡担当者	<small>カナザワ</small> 金沢 みどり	部 署 (役職)	製造課 課長	
連 絡 先 メールアドレス	kanazawa-m@XXXXX.co.jp	U R L	http://www.XXXXX.jp	
業 種	製缶板金業	取引先 金融機関	〇〇銀行△△支店 〇〇信用金庫XX支店	
事業開始	創 業 昭和48年9月1日 法人設立 昭和48年9月1日	創業年数	47年 9月 〇〇年6月現在	
従業員数	38 人	資 本 金	33,000 千円 (うち大企業からの出資 0千円)	
沿 革	・昭和48年：先々代社長が勤め先の会社の一部を間借りする形で創業 ・昭和49年：独立し、川崎市川崎区に本社工場を設立 ・平成2年：現在地に本社工場を移転 ・平成4年：千葉県勝浦市にチタンなどの特殊金属を加工する工場設立	主要株主	出資者 (上位5件まで)	持株比率
			① 横浜 次郎	65%
			② 横浜 花子	20%
			③ 横浜 三郎	10%
			④ (株)港南商事	5%
⑤	%			
主要事業	ステンレス、アルミニウム、チタンなどの精密板金加工によって、電子部品筐体、新幹線車両部品、チタン材を用いたロケット部品などを製造している。 試作品、開発品の設計、製作も請け負っている。	主要製品 売上構成 (直近決算)	製品名 (上位5件まで)	割合
			① 電子部品筐体	80%
			② 交通関係部品	7%
			③ 宇宙関係部品	2%
			④ その他特注品	11%
⑤	%			
組 織 図	<pre> graph LR RD[代表取締役] --- HO[本社工場] RD --- KP[勝浦工場] HO --- Mfg1[製造課] HO --- Sales[営業課(2)] HO --- Mgmt[管理課] Mfg1 --- DesignG[設計G(2)] Mfg1 --- Mfg1G[製造1G(5)] Mfg1 --- Mfg2G[製造2G(4)] Mfg1 --- InspG[検査G(2)] Mfg1 --- DevG[開発G(3)] Mgmt --- GenG[総務G(2)] Mgmt --- MgrG[経理G(2)] KP --- Mfg3G[製造3G(12)] KP --- Mfg4G[製造4G(8)] </pre> <p>()は従業員数。兼務職あり</p>			

日本標準産業分類小分類(又は中分類)を参考に記載してください

提出日を基準日に記載してください

人 員 表

提出していただく確定申告書の決算期
に対応する3カ年分について記載して
ください

名又は団体名 株式会社ものづくり

	第 45 期			第 46 期			第 47 期		
	平成 29年 10月 ~ 平成 30年 9月			平成 30年 10月 ~ 令和 元年 9月			令和 元年 10月 ~ 令和 2年 9月		
	常勤 役員数	常用 従業員数	非・常用従 業員数	常勤 役員数	常用 従業員数	非・常用 従業員数	常勤 役員数	常用 従業員数	非・常用 従業員数
10月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
11月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
12月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
1月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
2月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
3月	2	36	8	2	34	10	2	34	12
4月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
5月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
6月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
7月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
8月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
9月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
合計	24	438	62	30	423	100	29	420	132
1人1日平 均労働時間	8時間			8時間			8時間		

申請書を提出する日付を記載してください

役員等氏名一覧表

〇〇年 6月 XX日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	住所
代表者 代表取締役	横浜 花子	ヨコハマ ハナコ	T (S) 45年5月22日 H . .	横浜市栄区XX町XXX-XX
監査役	横浜 次郎	ヨコハマ ジロウ	T (S) 22年10月8日 H . .	横浜市磯子区〇〇町〇丁目 〇〇番地
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	

履歴事項全部証明書に役員として登記されている全ての方(監査役も含む)について記載してください

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

名称 株式会社ものづくり
(企業名又は団体名)
代表者職・氏名 代表取締役 横浜 花子

役職名を入れてください

公的助成等の実績説明書

企業名又は団体名 _____

1 公的助成等の実績

(申請日から5年以内に国・県・独立行政法人等で研究開発等に係る助成・委託等を受けた、又は申請した実績)

年度	申請先	助成等事業名	研究開発等のテーマ	採択の有無
H30	〇〇〇〇省	〇〇モノ作り支援制度	冷燻用燻製器の開発	無

2 今回申請した事業計画に関連する公的助成等の実績

(過去に助成を受けたもの又は現在申請中のものについて記載してください。2つ以上ある場合はコピーの上ご記入ください。)

申請先	中小企業庁
助成等事業名	平成30年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(小規模型:試作開発等)
研究開発等のテーマ	家庭用冷燻 燻製器の構造の研究
申請(交付)等金額	500万円
実施者	株式会社ものづくり
実施期間	令和元 年7月1日(月) ~ 令和元 年11月29日(金)
内容	一年中、冷燻が楽しめる燻製器を提供したい。このため、外気の影響を受けにくく、簡易な構造で燻煙を冷却出来て、燻煙の偏流、停流がなく食材に接触するような燻製器構造を明らかにする。今回の横浜市中心企業新技術・新製品開発促進助成金の申請とは重複する内容である。

本市への申請と同一若しくは一部が重複する内容で他の助成交付対象となった場合には、どちらか一方を選択していただきます

3 横浜市の助成金申請実績

(申請日から10年以内に横浜市から研究開発等に係る助成を受けた実績及び対象事業の現在の状況について記載してください。
2つ以上ある場合はコピーの上ご記入ください。)

年度	平成27年度
助成等事業名	横浜市中企業新技術・新製品開発促進助成金
研究開発等のテーマ	〇〇装置の開発
助成金額	〇〇〇 円
実施者	株式会社ものづくり
実施期間	平成27年4月1日 ~ 平成28年1月31日
内容	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p>※ 助成金の交付を受けた計画の内容についてご記入ください。(事業計画の概要)</p> <p>※ 今回の申請案件と関連がある場合は、その点についても具体的に記入してください。</p> </div>
現在の状況	<p>(例1) 平成28年2月から製品化へ向けて改良を重ね、8月より販売開始。10月の〇〇展示会へ出展し、〇〇件の引き合いがあり。翌年特許(特許番号〇〇)も取得済み。</p> <p>(例2) 開発期間終了後、製品化へ向けて改良を重ねていたが、〇〇が〇〇となってしまう技術的な課題が発生し、開発続行が困難になり中止した。</p> <p>(例3) 現在も開発継続中。製品化へ向けて〇〇や〇〇について検討を重ねており、〇〇という結果が得られている。〇年〇月を目標に事業化を目指している。</p>

10年以内に横浜市から研究開発等にかかる助成を受けた事業については、本事業と関係のない事業もすべて記入してください。

※スペースが足りない場合は別紙やパンフレットなどを添付してください

研究、開発事業計画書(1)

申請者（企業名又は団体名） 株式会社ものづくり		第1号様式助成金交付申請書に記載の事業計画名称を記載してください
事業計画の名称 家庭用冷燻 燻製器の構造の研究		・最長令和4年1月31日までの期間を記載してください
事業計画の期間 〇〇年 5月 1日～ 〇〇年 12月 25日		
事業計画の概要（100字以内） 一年中、冷燻が楽しめる燻製器を提供したい。このため、外気の影響を受けにくく、簡易な構造で燻煙を冷却出来て、燻煙の偏流、停流がなく食材に接触するような燻製器構造を明らかにする		
採択となった場合この欄の記載が公表されます。一般の方にも理解できる平易な表現で記載してください。		
目標とする成果		
年度	成果目標	
R2	<ul style="list-style-type: none"> 燻製器を30℃程度以下に保つための容器の冷却、断熱方法の検討、評価 熱源となるチップの配置方法の検討、評価 発生した燻煙の冷却方法の検討、評価 燻煙の流れの可視化により偏流、停流のない流路の検討、評価 生成した燻製の食味の評価 	令和4年1月31日までに完了する成果目標を記載してください。事業計画書（2）に記載する成果物の仕様、製作個数と齟齬がないように記載してください
本研究・開発の目的・背景・必要性 （目的） 肉や魚の燻作りは大人の趣味として、特に、本格志向の上級者には冷燻が人気である。冷燻は15～30℃程度の低温で、長期間燻製し、十分乾燥させ水分活性の少ない燻製を作るものである。 時間にゆとりのある高齢者や主婦に作る楽しみ、食べる楽しみを提供することが動機である。 （背景・必要性） 冬季以外でも冷燻が楽しめる燻製器の商品化に向けた構造決定		
本研究・開発に係る産業財産権の状況（該当するものを○で囲んでください。）		
① 本研究・開発に必要な関連産業財産権を出願又は保有して（いる <input checked="" type="radio"/> いらない）保有している場合、種類及び番号を記入してください。		
② 産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）の実施許諾、譲渡を受ける予定が（ある <input type="radio"/> ない）		
③ 研究・開発したものの産業財産権（特許権 <input checked="" type="radio"/> 実用新案権・意匠権・商標権）出願を予定して（いる <input type="radio"/> いらない）。		
本研究開発に係る先行技術調査		
先行特許調査の結果、キーワード「冷燻」では10件の出願例があったが、権利化されたものはなく、みなし取り下げとなっている。 燻製器は多数商品化されており、価格は5,000～40,000円程度である。冷燻を謳ったものもあるが、概ね、スモークウッドやチップの燃焼皿を下部に、食材を上部に設置し、煙流を上部に逃がす煙突型の構造で、特に冷却機構などは設けられていない。冷燻を作るのは冬季限定と思われる。 冷燻愛好者は燻製器を自作している人が多いようである。		

研究、開発事業計画書(2)

本研究・開発を行うまでにこれまでに実施した研究・開発

- ・市販されている燻製器（従来型）の構造研究
- ・冷燻のために自作した燻製器（分離型）の構造研究

令和3年4月1日～令和4年1月31日まで
の研究内容について記載してください。
*すべて実施することが助成金交付の条件となります。

本研究・開発の内容及び方法（*ここに記載した内容はすべて実施することが助成金交付の条件です）

①開発時期・開発方法・開発工程

研究・開発時期	研究・開発項目	具体的な内容	担当者
〇〇年5月～7月	試作燻製器設計	・試作器の構造検討 ・試作器設計	製造課 製造 2G 鶴見 七郎
〇〇年8月～9月	試作燻製器制作	・板金加工による試作燻製器の製作 ・冷却タンクの製作	製造課 開発 G 瀬谷 三郎
〇〇年10月～11月	評価試験	・試作器運用時の温度分布分析、評価	製造課 開発 G 南 五郎
〇〇年6月～8月	流れの可視化	・プラスチックモデルによる煙流測定と評価	△△大学 工学部 〇〇教授 製造課 金沢 みどり
〇〇年10月～12月	食味評価	・試作器で作成した燻製の食味評価	〇〇分析 株式会社

②成果物の仕様、製作個数

- ・試作燻製器3種（従来型、分離型、逆U字型）各1台ずつ
- ・温度分布分析評価書
- ・煙流測定評価書
- ・試作器作成燻製の食味評価書

前頁の目標とする成果と齟齬の無いように記載してください
*予定どおりの成果物が出来上がることが助成金交付の条件となります。

高額な機械装置を購入する場合（機械一式税抜500万円以上）の購入理由

下記について記載してください。

- ・使用用途、使用する工程
- ・必要とするスペック
- ・購入よりも安価な方法（リースや試験委託等）の検討状況
- ・購入よりも安価な方法があるにもかかわらず購入を希望する理由

研究、開発事業計画書(3)

技術的価値

本研究・開発で解決しようとする課題とその解決方法（具体的な方法、手段）、新規性、優位性、独自性、利便性等

(解決しようとする課題)

燻製作りは大人の楽しみとして人気がある。上級者は15～30℃の低温で長時間かけて燻煙と乾燥を行う冷燻を好むが、外気温の低い冬場にしか燻製が出来ない状況にある。

多数の燻製器が市販されており、冷燻対応を謳う製品もあるが、特に冷却機構が装備されているわけでもなく、気温の低い冬場なら冷燻が出来ますというだけである。

このため、冷燻を趣味とする人は自作で燻製器を作っているのが実情である。

(解決方法)

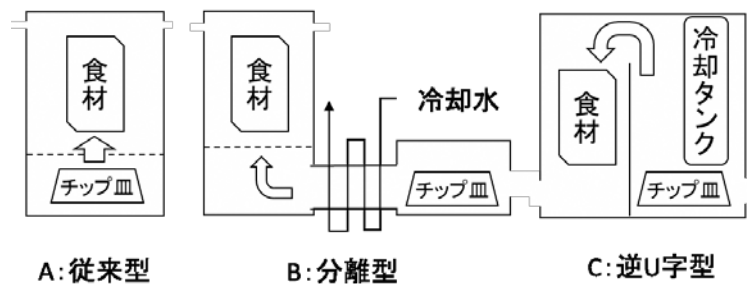
四季を通じて冷燻が楽しめるように、冷却タンクを装備した冷燻対応の燻製器を提供する。冷却タンクを装着しなければ熱燻や温燻も可能である。

(新規性)

市販されている燻製器は図に示すA型の煙突型の形状で、下部にチップやスモークウッドを燃焼させ燻煙を発生するためのチップ皿を設置し、必要な時は電熱器などでチップ皿を加熱し、上部に設置した食材を燻煙する方式が大部分である。

燻製愛好者の中には冷燻のために燻製器を自作する人もいるが、その多くはBのように熱源となるチップ皿がある燃焼室と食材を分離し、燻煙が別室に流れる間に冷却水で減温する形式である。外部をレンガで覆って遮熱するなど大掛かりなものとなる。

本研究では、Cの逆U字型を提案する。チップ皿と食材を仕切り板で分離し、発生した燻煙は上昇流となり、冷却タンクと接触させることで温度を下げ、Uターンして下降流として食材に接触し、下部から排出する構造である。この構造は火力発電用ボイラーで一般的に採用されている構造である。



(優位性・独自性)

四季を通じて冷燻が楽しめる燻製器を提供できることが優位性であり、これを実現する逆U字型構造の燻製器は市販例がなく、独自性がある。

(利便性)

冷燻用燻製器は自作する人が多いが、庭に固定して設置するような大掛かりなものが多く、維持管理が難しかった。

本提案によれば、コンパクトな形状の冷燻、温燻、熱燻ができる燻製器を提供できる。

研究、開発事業計画書(4)

研究・開発体制

① 本研究・開発拠点の住所

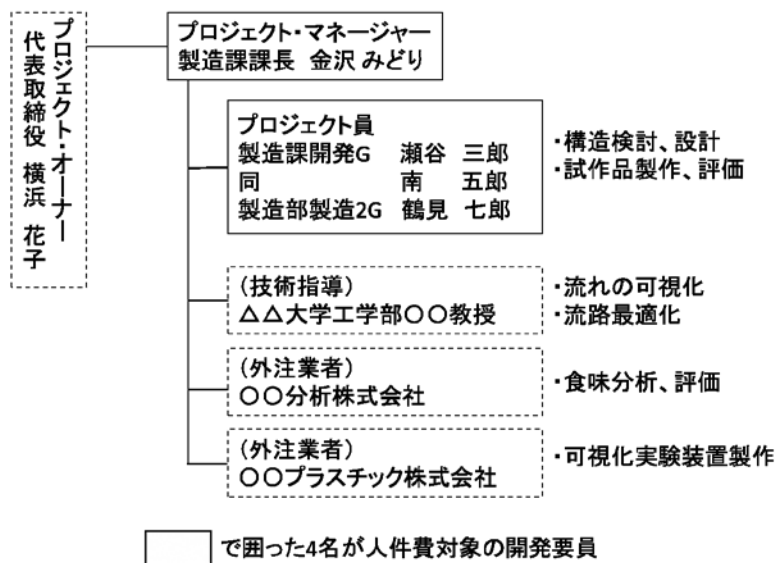
〒231-0016

横浜市中区****町2丁目X番地

② 本研究・開発に要する設備の保有状況

- ・プレス機(ターレットパンチプレス、ベンディングマシンなど)、11台
- ・溶接機(YAG溶接、TIG溶接など)、13台
- ・切断機(シャーリング、足踏み式など)、5台
- ・工作機械(精密研磨盤、自動カシメ機、旋盤など)、11台

③研究・開発体制図



市場性・事業性

① 対象とする市場、顧客

燻製上級者を主要ターゲットとするが、時間に余裕があって、食へのこだわりがある高齢者、主婦など。

② 対象とする市場規模及び市場の動向

ホームセンターにおける燻製器類の売上高は〇〇億円。SNSでの「燻製」キーワードは年率〇〇%で伸びており、認知度が向上し、興味を持つ人が増えている。

③ 生産体制

試作器開発、評価後、生産体制や協力会社を決定する。

④ 販売方法

- ・ホームセンター(代理店経由)
- ・ネット通販(直販)

⑤ 販売価格、売上見込

販売価格〇〇円 x 〇〇台/年で、初年度売り上げ〇〇万円を見込み、以後、10%程度の伸び率を想定している。

研究・開発後の日程計画

販 売 開 始	〇〇年 4月	量 産 開 始	〇〇年 6月
---------	--------	---------	--------

資 金 計 画 書

企業名又は団体名 株式会社ものづくり

1 資金計画

(単位：円)

支 出 の 部		収 入 の 部	
経 費 区 分	予 算 額 (税抜)	区 分	予 算 額 (税抜)
原材料・副資材費	450,000	自 己 資 金	1,376,000
機 械 装 置 費	0	借 入 金	0
外注・委託費	1,453,000	市助成金 …C	2,752,000
産業財産権経費	0	そ の 他	0
技術指導導入費	800,000		
直接人件費	1,425,000		
調 査 費	0		
クラウド利用費	0		
計 …A	4,128,000	計	4,128,000

支出の合計欄と収入の合計欄は等しくなります

2 資金調達方法

(単位：円)

	予算額	内訳及び調達先
自 己 資 金	1,376,000	
借 入 金	0	
市助成金 …C	2,752,000	助成金交付までは自己資金による
そ の 他	0	
計 …A	4,128,000	

外注・委託、技術指導計画書

企業名又は団体名 株式会社ものづくり

資金計画書(第5号様式)で外注・委託費又は技術指導導入費を計上している場合、全ての案件についてそれぞれ記載してください。(1つの項目で2件以上ある場合はコピーの上ご記入ください。)

1 外注・委託計画書(外注・委託費を計上している場合に記入)

外注・委託先	〇〇プラスチック工業株式会社
外注・委託先の主たる事業内容	アクリル加工
契約実施期間	〇〇年 5月 20日 ~ 〇〇年 6月 20日
契約予定金額(税抜)	783,000円
外注・委託の内容 (選定理由も含む)	△△大学工学部に委託する流れの可視化実験に用いるプラスチックモデルの製作 当社とは試作開発品の製作で、取引があり、市内のメーカーでもあることから選定した。

開発工程のなかでの当該外注部分の位置づけと、外注先選定理由、外注先の得意技術について記載してください

外注・委託先	〇〇分析株式会社
外注・委託先の主たる事業内容	パネラーによる官能検査、及び味覚センサー、においセンサーなどの分析機器による食味分析
契約実施期間	〇〇年 10月 1日 ~ 〇〇年 12月 10日
契約予定金額(税抜)	670,000円
外注・委託の内容 (選定理由も含む)	冷燻用燻製器で作成した燻製の評価 XX工業試験所に相談したところ、この業者を紹介された。 食肉加工品の検査、分析実績が豊富という事で選定した。

2 技術指導計画書(技術指導導入費を計上している場合に記入)

技術指導者	大学・研究機関等名称 △△大学工学部 担当者名 〇〇教授
技術指導者の 専門分野・主たる実績	流体工学、流れの可視化
契約実施期間	〇〇年 6月 1日 ~ 〇〇年 8月 31日
契約予定金額(税抜)	800,000円
技術指導の内容 (選定理由も含む)	燻製器を流れる煙流の可視化による流速、偏流、停流の計測、評価の指導 〇〇教授は流れの可視化で多数の論文を出されており、当社、会長が同じ大学出身であることから、ご指導を仰ぐことにした。

開発工程のなかでの技術指導を受ける部分の位置づけと、内容、指導者の略歴について記載してください

第5号様式別紙(3) (第7条第1項第15号)
 (*下記の税につき、非課税の場合のみ提出してください)

**事業所税、固定資産税及び都市計画税
 の納税証明書を提出しない場合、必ず
 本紙を提出してください**

非 課 税 確 認 同 意 書

該当の有無 (非課税の場合は○)	税 目
	事 業 所 税
○	固定資産税及び都市計画税

*市民税については、非課税の場合は「滞納がない証明書」を提出してください。

上記税目について、課税がされていないことを申告します。

また、上記税目について、滞納がないことを確認するため、本様式に記載された情報を横浜市財政局税務課に照会することについて、同意します。

所在地 〒 〒231-0016
 横浜市中区****町2丁目X番地
 名 称 株式会社ものづくり
 (企業名又は団体名)
 代表者職・氏名 代表取締役 横浜 花子

役職名を入れてください

事業所名	所在地
本社・工場	横浜市中区****町2丁目X番地

*横浜市内に所在するすべての、事業所(事務所、店舗、工場など)について記載してください。

*記載欄が不足した時は適宜追加してください。

(申請先)

横 浜 市 長

(申請者)

本店所在地 〒231-0016

横浜市中区***町2丁目X番地

名 称 株式会社ものづくり

(企業名又は団体名)

代表者職・氏名 代表取締役 横浜 花子

役職名を入れてください

〇〇年度 横浜市中心企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請書

横浜市中心企業新技術・新製品開発促進助成金の交付を受けたいので、横浜市中心企業新技術・新製品開発促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき別紙の書類を添えて申請します。

- 1 事業計画の名称 家庭用冷燻 燻製器の開発

- 2 対象事業 (該当する欄に☑を入れてください。)
 開発可能性調査
 研究
 開発

- 3 助成対象経費総額 (予算額合計) 8,033,050 円・・・A

- 4 助成金算定基礎額の合計 7,448,525 円・・・B

- 5 助成金交付申請額 4,965,000円・・・C
 (1,000円未満切り捨て)

A・B・Cの数字は第5号様式 (資金計画書・資金計画支出明細書) の数値と合致するよう記載してください。

$B \times 2/3$

経費区分によっては、助成金算定基礎額の上限があるため、 $A > B$ となる場合があります。

※スペースが足りない場合は別紙やパンフレットなどを添付してください

第2号様式 (第7条第1項第1号)

企 業 概 要 書

フリガナ 企業名 <small>カブシキガイシャ</small> 株式会社ものづくり (法人番号)0123456789012	フリガナ 代表者職・氏名 <small>ダイヒョウトリシマリヤク</small> 代表取締役 <small>ヨコハマ</small> 横浜 <small>ハナコ</small> 花子	
登記上 本店所在地	〒 231-0016 横浜市中区****町2丁目X番地	
連絡先所在地	〒 - 同上	
T E L	045 - 664 - XXX1	
F A X	045 - 664 - XXX9	
フリガナ 連絡担当者	<small>カナザワ</small> 金沢 <small>ミドリ</small> みどり	
部 署	製造一課 係長 (役職)	
連 絡 先 メールアドレス	kanazawa-m@XXXXX.co.jp	
U R L	http://www.XXXXX	
業 種	製造板金業	
取引先 金融機関	〇〇銀行△△支店 〇〇信用金庫XX支店	
事 業 開 始	創 業 昭和48年4月1日 法人設立 昭和48年4月1日	
創 業 年 数	48年2月 〇〇年6月現在	
従 業 員 数	38 人	
資 本 金	33,000 千円 (うち大企業からの出資 0千円)	
沿 革	・昭和48年：先々代社長が勤め先の会社の一部を間借りする形で創業 ・昭和49年：独立し、川崎市川崎区に本社工場を設立 ・平成2年：現在地に本社工場を移転 ・平成4年：千葉県勝浦市にチタンなどの特殊金属を加工する工場設立	
	主要株主	
	出資者 (上位5件まで)	持株比率
	① 横浜 次郎	65%
	② 横浜 花子	20%
③ 横浜 三郎	10%	
④ (株)港南商事	5%	
⑤	%	
主要事業	ステンレス、アルミニウム、チタンなどの精密板金加工によって、電子部品筐体、新幹線車両部品、チタン材を用いたロケット部品などを製造している。 試作品、開発品の設計、製作も請け負っている。	
	主要製品 売上構成 (直近決算)	
	製品名 (上位5件まで)	割合
	① 電子部品筐体	80%
	② 交通関係部品	7%
③ 宇宙関係部品	2%	
④ その他特注品	11%	
⑤	%	
組 織 図	<pre> graph TD RD[代表取締役] --- HO[本社工場] RD --- KP[勝浦工場] HO --- M[製造課] HO --- S[営業課(2)] HO --- Man[管理課] M --- DG[設計G(2)] M --- M1G[製造1G(5)] M --- M2G[製造2G(4)] M --- IG[検査G(2)] M --- OG[開発G(3)] Man --- TG[総務G(2)] Man --- MG[経理G(2)] KP --- M3G[製造3G(12)] KP --- M4G[製造4G(8)] </pre> <p>()は従業員数。兼務職あり</p>	

日本標準産業分類小分類(又は中分類)を参考に記載してください

提出日を基準日に記載してください

提出していただく確定申告書の
決算期に対応する3カ年分につ
いて記載してください

人 員 表

名又は団体名 株式会社ものづくり

	第 46 期			第 47 期			第 48 期		
	平成 30年 4月 ~ 平成 31年 3月			平成 31年 4月 ~ 令和 2年 3月			令和 2年 4月 ~ 令和 3年 3月		
	常勤 役員数	常用 従業員数	非・常用従 業員数	常勤 役員数	常用 従業員数	非・常用 従業員数	常勤 役員数	常用 従業員数	非・常用 従業員数
4月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
5月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
6月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
7月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
8月	2	36	6	2	37	6	3	34	12
9月	2	36	8	2	34	10	2	34	12
10月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
11月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
12月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
1月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
2月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
3月	2	37	4	3	34	10	2	36	10
合計	24	438	62	30	423	100	29	420	132
1人1日平 均労働時間	8時間			8時間			8時間		

申請書を提出する日付を記載してください

役員等氏名一覧表

〇〇年 6 月 XX 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正,昭和,S,平成H)	住所
代表者 代表取締役	横浜 花子	ヨコハマ ハナコ	T (S) 45年5月22日 H . .	横浜市栄区 XX 町 XXX-XX
監査役	横浜 次郎	ヨコハマ ジロウ	T (S) 22年10月8日 H . .	横浜市磯子区〇〇町〇丁目 〇〇番地
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	

履歴事項全部証明書に役員として登記されている全ての方(監査役も含む)について記載してください

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

名称 株式会社ものづくり
(企業名又は団体名)
代表者職・氏名 代表取締役 横浜 花子

役職名を入れてください

公的助成等の実績説明書

企業名又は団体名 _____

1 公的助成等の実績

(申請日から5年以内に国・県・独立行政法人等で研究開発等に係る助成・委託等を受けた、又は申請した実績)

年度	申請先	助成等事業名	研究開発等のテーマ	採択の有無
H30	〇〇〇〇省	〇〇モノ作り支援制度	冷燻用燻製器の開発	無

2 今回申請した事業計画に関連する公的助成等の実績

(過去に助成を受けたもの又は現在申請中のものについて記載してください。2つ以上ある場合はコピーの上ご記入ください。)

申請先	中小企業庁
助成等事業名	平成30年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 (一般型)
研究開発等のテーマ	家庭用冷燻 燻製器の開発
申請(交付)等金額	1,000万円
実施者	株式会社ものづくり
実施期間	令和 元年7月1日(月) ~ 令和 元年12月27日(金)
内容	一年中、冷燻が楽しめる燻製器を提供したい。このため、外気の影響を受けにくく、簡易・コンパクトな形状で、組み立て・分解が容易で、燻煙を冷却出来て、燻煙が無駄なく食材に接触するような燻製器を開発する。

本市への申請と同一若しくは一部が重複する内容で他の助成交付対象となった場合には、どちらか一方を選択していただきます

3 横浜市の助成金申請実績

(申請日から10年以内に横浜市から研究開発等に係る助成を受けた実績及び対象事業の現在の状況について記載してください。
2つ以上ある場合はコピーの上ご記入ください。)

年度	平成30年度
助成等事業名	横浜市中心企業新技術・新製品開発促進助成金
研究開発等のテーマ	家庭用冷燻 燻製器の構造研究
助成金額	2,752,000 円
実施者	株式会社ものづくり
実施期間	平成30年4月1日 ~ 平成31年1月31日
内容	<p>一年中、冷燻が楽しめる燻製器を提供したい。このため、外気の影響を受けにくく、簡易な構造で燻煙を冷却出来て、燻煙の偏流、停流がなく食材に接触するような燻製器構造を明らかにする。</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>助成金の交付を受けた計画の内容についてご記入ください。(事業計画の概要)</p> </div>
現在の状況	<p>平成30年度に横浜市中心企業新技術・新製品開発促進助成金の交付を受けて、家庭用冷燻 燻製器の構造研究を実施した。研究結果を踏まえて事業化を目指して平成31年度の横浜市中心企業新技術・新製品開発促進助成金に申請し、開発を進めている。</p>

年度	平成27年度
助成等事業名	横浜市中企業新技術・新製品開発促進助成金
研究開発等のテーマ	〇〇装置の開発
助成金額	〇〇〇 円
実施者	株式会社ものづくり
実施期間	平成27年4月1日 ～ 平成28年1月31日
内容	<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 助成金の交付を受けた計画の内容についてご記入ください。(事業計画の概要)</p> <p>※ 今回の申請案件と関連がある場合は、その点についても具体的に記入してください。</p> </div>
現在の状況	<p>(例1) 平成28年2月から製品化へ向けて改良を重ね、8月より販売開始。10月の〇〇展示会へ出展し、〇〇件の引き合いがあり。翌年特許(特許番号〇〇)も取得済み。</p> <p>(例2) 開発期間終了後、製品化へ向けて改良を重ねていたが、〇〇が〇〇となってしまう技術的な課題が発生し、開発続行が困難になり中止した。</p> <p>(例3) 現在も開発継続中。製品化へ向けて〇〇や〇〇について検討を重ねており、〇〇という結果が得られている。〇年〇月を目標に事業化を目指している。</p>

10年以内に横浜市から研究開発等にかかる助成を受けた事業については、本事業と関係のない事業もすべて記入してください。

※スペースが足りない場合は別紙やパンフレットなどを添付してください

第4号様式（第7条第1項第5号）

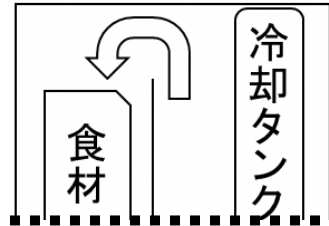
研究、開発事業計画書(1)

申請者（企業名又は団体名） 株式会社ものづくり		<p>・最長令和4年1月31日までの期間を記載してください</p>
事業計画の名称 家庭用冷燻 燻製器の開発		
事業計画の期間 〇〇年 4月 1日～ 〇〇年 1月 31日		
事業計画の概要（100字以内） 一年中、冷燻が楽しめる燻製器を提供したい。このため、外気の影響を受けにくく、簡易・コンパクトな形状で、組み立て・分解が容易で、燻煙を冷却出来て、燻煙が無駄なく食材に接触するような燻製器を開発する。		
<p>採択となった場合この欄の記載が公表されます。一般の方にも理解できる平易な表現で記載してください。</p>		
目標とする成果		
年度	成果目標	
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・容易に組み立て、解体が可能な構造の検討、評価 ・ダンボールと金属骨組み構造の燻製器の開発 	<p>令和4年1月31日までに完了する成果目標を記載してください。</p> <p>事業計画書（2）に記載する成果物の仕様、製作個数と価格がないように記載してください</p>
本研究・開発の目的・背景・必要性 （目的） 肉や魚の燻作りは大人の趣味として、特に、本格志向の上級者は冷燻が人気である。冷燻は15～30℃程度の低温で、長期間燻製し十分乾燥させ水分活性の少ない燻製を作るものである。 時間にゆとりのある高齢者や主婦に作る楽しみ、食べる楽しみを提供することが動機である。 （背景・必要性） 冬季以外でも冷燻が楽しめる軽量、コンパクトな燻製器を商品化することで、〇〇業界の年間売上高の3%程度の売上高（約〇〇円/年）を確保できると予測できる。		
本研究・開発に係る産業財産権の状況（該当するものを○で囲んでください。）		
<p>① 本研究・開発に必要な関連産業財産権を出願又は保有している（いる・いない） 保有している場合、種類及び番号を記入してください。</p> <p>② 産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）の実施許諾、譲渡を受ける予定が（ある・ない）</p> <p>③ 研究・開発したものの産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）出願を予定して（いる・いない）。</p>		
本研究開発に係る先行技術調査 先行特許調査の結果、キーワード冷燻では10件の出願例があったが、権利化されたものはなく、みなし取り下げとなっている。 燻製器は多数商品化されており、価格は5000～40,000円程度である。冷燻を謳ったものもあるが、概ね、スモークウッドやチップの燃焼皿を下部に、食材を上部に設置し、煙流を上部に逃がす煙突型の構造で、特に冷却機構などは設けられていない。 冷燻愛好者は燻製器を自作している人が多いようである。		

研究、開発事業計画書(2)

本研究・開発を行うまでにこれまでに実施した研究・開発

- ・ 燻製器を30℃程度以下に保つための容器の冷却、断熱方法の検討、評価
- ・ 熱源となるチップの配置方法の検討、評価
- ・ 発生した燻煙の冷却方法の検討、評価
- ・ 燻煙の流れの可視化により偏流、停流のない流路の検討、評価
- ・ 生成した燻製の食味の評価



これらの検討の結果、図に示すような逆U字型の構造が評価した。

令和3年4月1日～令和4年1月31日まで
の開発内容について記載してください。
*すべて実施することが助成金交付の条件となります。

本研究・開発の内容及び方法（*ここに記載した内容はすべて実施することが助成金交付の条件です）

①開発時期・開発方法・開発工程

研究・開発時期	研究・開発項目	具体的な内容	担当者
〇〇年4月～9月	燻製器設計・製作	・ 燻製器の設計、デザイン ・ 外注業者による段ボール加工	製造課 金沢 みどり 〇〇紙業株
〇〇年4月～9月	冷却タンク設計・製作	・ 冷却タンクの 3D-CAD による設計 ・ 冷却タンクの 3D プリンターによる造形	製造課 製造 2G 鶴見 七郎 △△造形サービス株
〇〇年8月～9月	燻製器支持部材製作	板金加工により燻製器の支持ポール、ハトメ製作	製造課 開発 G 瀬谷 三郎 南 五郎
〇〇年10月～ 〇〇年1月	開発燻製器評価	組み立て、解体、燻製製作などにより、煙流・冷却性能の確認と作成した燻製の評価	製造課 開発 G 瀬谷 三郎 南 五郎

②成果物の仕様、製作個数

- ・ 冷燻 燻製器 計10台

【内訳】

- 段ボール製のため、組み立て、解体を何度か繰り返し、耐久性評価用 3台
- 実際に燻製を作り、煙流れ及び冷却性の評価用 2台
- 販売ルートになるホームセンターへ持込み評価してもらう用 5台

前頁の目標とする成果と齟齬の無いように記載してください
* 予定どおりの成果物が出来上がることが助成金交付の条件となります。

高額な機械装置を購入する場合（機械一式税抜500万円以上）の購入理由

- 下記について記載してください。
- ・ 使用用途、使用する工程
 - ・ 必要とするスペック
 - ・ 購入よりも安価な方法（リースや試験委託等）の検討状況
 - ・ 購入よりも安価な方法があるにもかかわらず購入を希望する理由

研究、開発事業計画書(3)

技術的価値

本研究・開発で解決しようとする課題とその解決方法（具体的な方法、手段）、新規性、優位性、独自性、利便性等

（解決しようとする課題）

前年度までに冷燻用燻製器の構造を可視化試験などによって決定したが、以下のような課題が発生した。

- ・ 筐体をステンレス薄板で製作したが、金属材料では原材料費がアップする、重い
- ・ 筐体はスペースを要するので、在庫、輸送などで不利
- ・ 外気温の影響を避けるため遮熱塗料を塗布したがコストアップに要因になる
- ・ 冷却タンクをアルミ製としたが重量がある、コストがかかる

（解決方法）

- ・ 軽量化、コストダウンのために、筐体にA-A二層フルート構造の段ボールを採用する
- ・ 断熱のためにアルミシートを貼る
- ・ 冷却タンクは軽量化とコストダウンのためプラスチック製とし、組み立て時に金属スタッドに嵌め込むことで熱伝達を確保する
- ・ コンパクト化のため燻製器は組み立て式とし、分解収納時には直方体パッケージとなるようデザインする
- ・ 10キログラム程度の燻製食材と氷水の入った冷却タンク吊り下げを想定し、強度を確保するために筐体コーナーを金属製アングルで補強する

（新規性）

冬季以外でも冷燻が可能な燻製器は市販されておらず新規性がある。

（優位性・独自性）

筐体を段ボールとし、組み立て式にしたので重量、容積が減り、輸送費の低減や倉庫スペースの削減が可能となり、販売上の優位性を確保できる。

（利便性）

ユーザーは使用しないときは分解し、コンパクトに収納、保管できる。

冷却タンクを使用しないときは、温燻、熱燻用の燻製器としても使用できる。

研究、開発事業計画書(4)

研究・開発体制

①本研究・開発拠点の住所

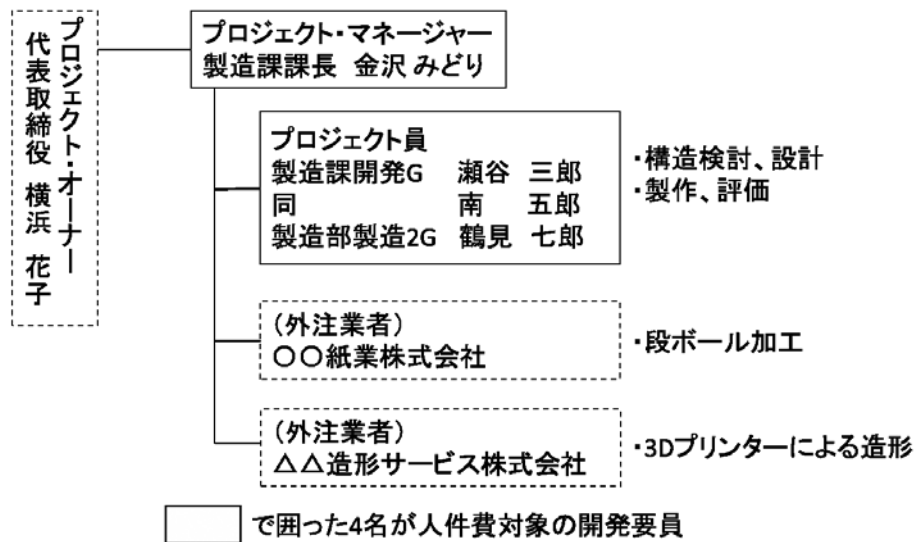
〒231-0016

横浜市中区****町2丁目X番地

②本研究・開発に要する設備の保有状況

- ・切断機(シャーリング、足踏み式など)、5台
- ・工作機械(精密研磨盤、自動カシメ機、旋盤など)、11台

③研究・開発体制図



市場性・事業性

① 対象とする市場、顧客

燻製上級者を主要ターゲットとするが、時間に余裕があって、食へのこだわりがある高齢者、主婦など。

② 対象とする市場規模及び市場の動向

ホームセンターにおける燻製器類の売上高は○○億円。SNS での「燻製」キーワードは年率○○%で伸びており、認知度が向上し、興味を持つ人が増えている。

③ 生産体制

筐体を構成する段ボール加工は○○紙業株式会社に外注する。
冷却タンクは開発品なので、今回は3Dプリンターで造形するが、商品化時には金型を起こす予定である。
資材梱包、発送などは当面、当社で行うが、販売数量が増加、安定した時点で協力会社に委託する。

④ 販売方法

- ・ホームセンター(代理店経由)
- ・ネット通販(直販)

⑤ 販売価格、売上見込

販売価格○○円 x ○○台/年で、初年度売り上げ○○万円を見込み、以後、10%程度の伸び率を想定している。

研究・開発後の日程計画

販 売 開 始	○○年 4 月	量 産 開 始	○○年 6 月
---------	---------	---------	---------

資 金 計 画 書

企業名又は団体名 株式会社ものづくり

1 資金計画

(単位：円)

支 出 の 部		収 入 の 部	
経 費 区 分	予 算 額 (税抜)	区 分	予 算 額 (税抜)
原材料・副資材費	145,000	自 己 資 金	3,068,050
機 械 装 置 費	0	借 入 金	0
外注・委託費	4,200,000	市助成金 …C	4,965,000
産業財産権経費	287,000	そ の 他	0
技術指導導入費	0		
直接人件費	3,401,050		
調 査 費	0		
クラウド利用費	0		
計 …A	8,033,050	計	8,033,050

支出の合計欄と収入の合計欄は等しくなります

2 資金調達方法

(単位：円)

	予算額	内訳及び調達先
自 己 資 金	3,068,050	
借 入 金	0	
市助成金 …C	4,965,000	助成金交付までは自己資金による
そ の 他	0	
計 …A	8,033,050	

資金計画・支出明細書

経費区分	品名	用途	数	単位	単価	助成対象経費 (予算額)	助成金 算定基礎額 (包括)	契約先	製粉先の 本店所在地 (市内/市外)	備考	番号
原材料・副資材費	アルミアングル	燻製器補強材	60	本	864	51,840	51,840	株○○金属	市内		①
	アルミフレーム	燻製器補強材	40	本	2,039	81,560	81,560	株○○金属	市内		②
	燻製チップ	燻製評価用	20	個	580	11,600	11,600	株○○金属	市内		③
外注・委託費	段ボールパッケージ設計、製作	燻製器筐体	1	式	3,200,000	3,200,000	3,200,000	○○紙業(株)	市内		④
	冷却タンク製作	燻製器冷却	1	式	1,000,000	1,000,000	816,525	○○造形サービズ(株)	市外		⑤
産業財産権経費 直接人件費	国内特許出願費用	燻製器構造	1	式	287,000	287,000	287,000	○○国際特許事務所	市内		⑥
	燻製器設計(金沢)		170	h	2,750	467,500	467,500				⑦
	燻製器製作(金沢)		130	h	2,750	357,500	357,500				⑦
	冷却タンク設計(鶴見)		190	h	2,250	427,500	427,500				⑦
	冷却タンク製作(鶴見)		135	h	2,250	303,750	303,750				⑦
	燻製器支持部設計(瀬谷)		160	h	2,400	384,000	384,000				⑦
	燻製器支持部製作(瀬谷)		120	h	2,400	288,000	288,000				⑦
	燻製器評価(瀬谷)		90	h	2,400	216,000	216,000				⑦
	燻製器支持部設計(南)		160	h	2,080	332,800	332,800				⑦
	燻製器支持部製作(南)		120	h	2,080	249,600	222,950				⑦
	燻製器評価(南)		180	h	2,080	374,400	0				⑦
	合計										
						A	B				(A4)
						8,033,050	7,448,525				

原材料・副資材費、機械装置費は、用途欄に各品の使用目的を記載してください。

直接人件費は助成金算定基礎額の限度額が300万円となります。合計額が300万円を超えた場合は、助成対象経費の合計額が300万円

領収書・見積書等の右上に同じ番号を振ってください
(直接人件費の場合は直近の給与明細)

注意！消費税など間接費を除いた金額を記載してください

資金計画書の合計欄と金額を一致させてください

外注・委託、技術指導計画書

企業名又は団体名 株式会社ものづくり

資金計画書(第5号様式)で外注・委託費又は技術指導導入費を計上している場合、全ての案件についてそれぞれ記載してください。
(1つの項目で2件以上ある場合はコピーの上ご記入ください。)

1 外注・委託計画書(外注・委託費を計上している場合に記入)

外注・委託先	〇〇紙業株式会社
外注・委託先の主たる事業内容	段ボールパッケージ設計、製作
契約実施期間	〇〇年 4月 1日 ~ 〇〇年 9月 30日
契約予定金額(税抜)	3,200,000円
外注・委託の内容 (選定理由も含む)	段ボール加工による燻製器筐体設計、製作 従来から当社製品出荷時に使用する段ボール容器の製作を依頼しているため 選択した。

開発工程のなかでの当該外注部分の位置づけと、外注先選定理由、
外注先の得意技術について記載してください

外注・委託先	〇〇造形サービス株式会社
外注・委託先の主たる事業内容	3Dプリンターによるプラスチック、金属部品製作
契約実施期間	〇〇年 4月 1日 ~ 〇〇年 9月 30日
契約予定金額(税抜)	1,000,000円
外注・委託の内容 (選定理由も含む)	冷却タンクの3Dプリンターによる製作 〇〇工業試験所の紹介で3社に見積もりを取ったところ、価格、納期、技術 力の点で最も高得点だったので選択した。

2 技術指導計画書(技術指導導入費を計上している場合に記入)

技術指導者	大学・研究機関等名称 担当者名
技術指導者の 専門分野・主たる実績	
契約実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
契約予定金額(税抜)	円
技術指導の内容 (選定理由も含む)	開発工程のなかでの技術指導を受ける部分の位置づけと、内容、指 導者の略歴について記載してください

第5号様式別紙(3) (第7条第1項第15号)
 (*下記の税につき、非課税の場合のみ提出してください)

**事業所税、固定資産税及び都市計画税
 の納税証明書を提出しない場合、必ず
 本紙を提出してください**

非課税確認同意書

該当の有無 (非課税の場合は○)	税目
	事業所税
○	固定資産税及び都市計画税

*市民税については、非課税の場合は「滞納がない証明書」を提出してください。

上記税目について、課税がされていないことを申告します。

また、上記税目について、滞納がないことを確認するため、本様式に記載された情報を横浜市財政局税務課に照会することについて、同意します。

所在地 〒231-0016
 横浜市中区****町2丁目X番地

名称 株式会社ものづくり
 (企業名又は団体名)
 代表者職・氏名 代表取締役 横浜 花子

役職名を入れてください

事業所名	所在地
本社・工場	横浜市中区****町2丁目X番地

*横浜市内に所在するすべての、事業所(事務所、店舗、工場など)について記載してください。

*記載欄が不足した時は適宜追加してください。

就業日誌 【例】毎月15日締め月末支払いの場合

4月16日(金)～5月15日(土)分

給与支払日: 5月31日(月)

5月31日(月)に支払われた給与に該当する、給与計算期間を記入してください。

従事者氏名: 金沢 みどり

作業日 月/日	曜日	作業内容	作業場所名称・住所	開発にかかる 実作業時間
				時間:分
4月16日	金	〇〇の設計	開発拠点	4:00
4月17日	土			
4月18日	日			
4月19日	月			
4月20日	火			
4月21日	水	〇〇の設計	開発拠点	4:00
4月22日	木	〇〇の設計	開発拠点	4:00
4月23日	金	〇〇の設計	開発拠点	4:00
4月24日	土			
4月25日	日			
4月26日	月			
4月27日	火			
4月28日	水			
4月29日	木	〇〇の組み立て	開発拠点	4:30
4月30日	金	〇〇の組み立て	開発拠点	4:30
5月1日	土			
5月2日	日			
5月3日	月			
5月4日	火			
5月5日	水	〇〇の組み立て	開発拠点	4:00
5月6日	木	〇〇の技術指導	〇〇大学(東京都〇〇区△△1-2-3)	4:00
5月7日	金	〇〇の負荷試験	開発拠点	3:30
5月8日	土			
5月9日	日			
5月10日	月	〇〇の負荷試験	開発拠点	4:30
5月11日	火			
5月12日	水			
5月13日	木			
5月14日	金			
5月15日	土			
実作業合計時間数(30分未満切捨)				41:00
時間単価				¥1,860
人件費時間単価×実作業時間合計数=				¥76,260

作業内容を具体的に記入してください。
単なる「会議」「打合せ」「作業」等、開発への関係が不明確なものは対象外です。
「事務処理」「経理処理」等開発と直接関係しないものも対象外です。

申請書第4号様式の事業計画書(4)研究・開発体制「①本研究・開発拠点の住所」に記載の場所で実施した場合は、「開発拠点」と記載してください。住所は不要です。
開発拠点以外で実施した場合は、場所の名称と住

令和3年度横浜市新技術開発等支援事業
ヒアリング調査日程調整表
(新技術・新製品開発促進助成金用)

企業名又は団体名

6月21日(月)		6月22日(火)		6月23日(水)		6月24日(木)		6月25日(金)	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM

6月28日(月)		6月29日(火)		6月30日(水)		7月1日(木)		7月2日(金)	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM

7月5日(月)		7月6日(火)		7月7日(水)		7月8日(木)		7月9日(金)	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM

7月12日(月)		7月13日(火)		7月14日(水)		7月15日(木)		7月16日(金)	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM

7月19日(月)		7月20日(火)		7月21日(水)		7月22日(木)		7月23日(金)	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM

* 申請受付後、審査に先立ち事前面談を行います。
御都合の悪い日時に **×** 印を記入してください。



横浜市中企業新技術・新製品開発促進助成金

令和3年4月発行

横浜市経済局ものづくり支援課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所31階

電話 045-671-2567 FAX 045-664-4867